玖珠町
高齢者福祉計画
第８期 介護保険事業計画

【計画期間】　令和３年度～令和５年度
（2021 年度～ 2023 年度）

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最後まで送ることができるまちづくりをめざして

令和３年３月

大分県玖珠町

玖珠町高齢者憲章

わたしたちは、高齢者が生きがいに満ちた生活をおくるため、
ともに努力することを誓い、この憲章を定めます。

一、　高齢者が自らの手で心身とも健康を守ることを
みんなで支えます。

二、　高齢者が、多年にわたり社会の発展に役立ててきた
知識・経験を大切にし、その活動の場を広げます。

三、　高齢者が、明るく生きるよりどころとなる家庭を、
うるおいのある場所にします。

四、　高齢者に対し、温かく思いやりの心を持って、
ともに生きる社会をつくります。

五、　高齢者が、心豊かに暮らせるよう、あらゆる
環境を整えます。

平成 三年 七月 一日 制定

はじめに

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最後まで送ることができるまちづくりをめざして

平素より町民の皆様には、高齢者福祉並びに介護保険行政に多大なるご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

我が国の高齢者を取り巻く環境は、目まぐるしく変化しており、令和７年（2025年）には、団塊の世代すべてが75歳以上になり、令和22年（2040年）には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化率は上昇し続けることが予測されています。本町におきましても、平成26年（2014年）では33.5％だった高齢化率が、令和元年（2019年）には37.7％となっており、令和７年には40％を超えると推計されています。

このような状況の中、私たちは介護保険制度の持続可能性の確保をめざすとともに、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を基本とした、高齢者一人ひとりが社会に参加しつつ、元気でいきいきとした生活を継続し、地域において自立した生活を営むことができるよう支え合える社会づくりを進めていかなければなりません。

今回策定しました「玖珠町高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」では、これまで取り組んできた施策や事業の充実、令和７年と令和22年を見据えた課題の解消をめざしております。本計画を基に、高齢者の皆様が健やかで、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、様々な立場からご審議いただきました玖珠町高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、各種アンケートにご協力いただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

令和３年３月

玖珠町長　宿利　政和

目　　次

第１章 計画策定の趣旨等 1

１．計画策定の趣旨 1
２．計画の位置づけ 2
３．計画策定における主なポイント 3

第２章 計画策定経過 5

１．策定委員会の設置 5
２．計画策定における住民参画 6
３．関係部局間の連携 7
４．各種関連計画との整合 7

第３章 福祉施策及び介護保険事業の実施状況等 8

１．第７期計画の施策の達成状況の評価等 8
２．第７期介護保険事業の実施状況 19
３．総給付費 21

第４章 高齢者の状況等 22

１．玖珠町の概況及び日常生活圏域における高齢者の状況等 22
２．サービス利用者について 25
３．まとめ 27
４．アンケート調査の概要 28

第５章 将来における高齢者の姿 41

１．令和７年（2025 年）・令和 22 年（2040 年）における高齢者人口 41
２．要支援・要介護認定者数の推移 43

第６章 基本理念 44

１．基本理念 44
２．体系 45

第７章 保健・福祉・介護サービスの施策の展開 46

Ⅰ いつまでも元気で生活していけるしくみづくり 46
Ⅱ 高齢者が自分らしく生活できるしくみづくり 55
Ⅲ 安心して生活できる地域づくり 65

第８章 介護保険事業量の見込み 76

１．個別サービスに関する実績と今後の見込み 77
２．介護保険サービス事業費の推計 88
３．総給付費 90
４．標準給付費 90
５．地域支援事業費 91

第９章 第１号被保険者介護保険料の検討.....92

１．所得段階別保険料の算定 92
２．第１号被保険者保険料収納必要額 93
３．予定保険料収納率の見込み 93
４．保険料基準額の算定 94

第 10 章 円滑な事業実施に向けて 95

１．相談体制の充実 95
２．地域包括支援センターの充実 95
３．運営協議会の役割 95
４．連携体制の強化 95
５．計画の進捗管理 96

資料 99

１．玖珠町介護保険運営協議会設置条例 99
２．玖珠町介護保険運営協議会設置条例施行規則 100
３．玖珠町高齢者福祉計画　第８期介護保険事業計画策定委員名簿 102

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

平成12年度の介護保険制度創設以降、我が国の高齢化の進行は続いており、令和7年（2025年）には団塊の世代すべてが75歳以上になることや、令和22年（2040年）にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、全国的な高齢化率の上昇はさらに続いていくことが予測されます。

このような状況の中、国においては、高齢者を取り巻く環境や社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

平成27年度では大きな制度改革が行われ、「高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」においては、地域包括ケアシステムの構築や、地域における医療及び介護の総合的な確保が進められ、さらに、平成29年度には、地域に合わせた地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保をめざした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、玖珠町でも「玖珠町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）を策定し、介護予防・日常生活支援総合事業や認知症施策、多様な生活支援サービスの充実をめざして各施策に取り組んできました。しかし、高齢者ひとり暮らしの世帯数が増加していること、後期高齢者の占める割合が国や県よりも高い状況である中では、介護者の高齢化や介護者の負担軽減などへの対応も求められています。

このたび、第7期計画が令和2年度で満了を迎えることから、令和3年度を初年度とする「玖珠町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとなりました。

本計画ではこれまで取り組んできた施策や事業を継承していくとともに、中長期的な視点となる令和7年（2025年）と令和22年（2040年）を見据えた計画を策定し、「地域包括ケアシステムの深化」のほか、認知症施策や介護人材確保の取組強化をはじめとする介護サービス提供体制の整備等の推進、『地域の力』で支え合うためのしくみづくり等の課題にも取り組み、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるまちづくり」をめざします。

2. 計画の位置づけ

(1)計画の法的根拠と目的

本計画は、玖珠町における「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

老人福祉計画に当たる「玖珠町高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉の向上をめざすものです。

介護保険事業計画に当たる「玖珠町介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定める計画です。

▼ 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定

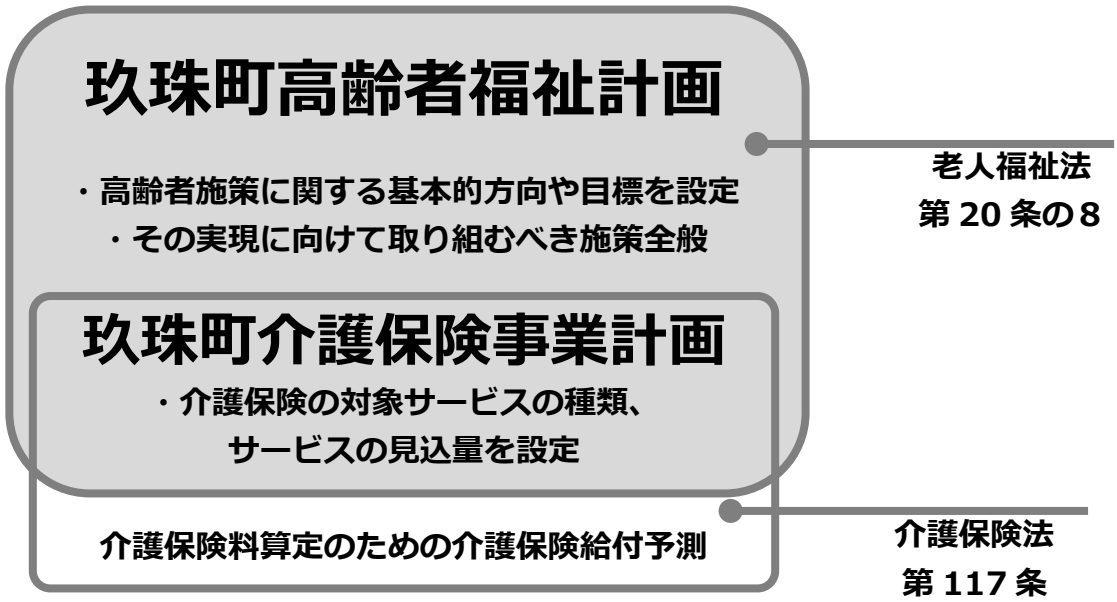

(2)計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年の計画です。

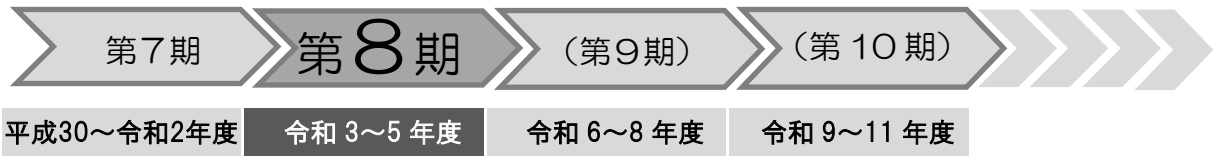

3. 計画策定における主なポイント

(1)高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、玖珠町の高齢者施策全般に関わる計画です。

高齢者の健康づくり、社会参加をはじめ、地域の高齢者を中心とした住民生活の質に深く関わり、高齢者がいつまでもいきいきと、自分らしく暮らせるまちづくりを進めるものです。その実現のためには、介護保険事業計画によるサービスと一体的に取り組み、玖珠町の特性に合った地域包括ケアシステムを構築していくことが必要です。

(2)介護保険事業計画

介護保険事業計画については、国は基本指針、都道府県は介護保険事業支援計画、市町村は介護保険事業計画を定めます。国の基本指針による第8期介護保険事業計画策定における主なポイントは以下のとおりです。

1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
2. 地域共生社会の実現
3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)
4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
5. 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進
6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
7. 災害や感染症対策に係る体制整備

ただし、国の基本指針は全国統一のものであるため、上記を鑑みつつ、高齢者人口の推移や今後の予測、日常生活圏域ごとの状況などの実情・特徴に合わせての計画策定が必要です。

(3)日常生活圏域の設定

地域包括ケアシステムの構築単位としても想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のことです。

玖珠町における日常生活圏域は、第7期計画でも旧中学校7校区を基本に設定され、本計画でも引き続き7つの圏域で設定します。

※従来の「地区」名とは異なるものです。

▼日常生活圏域イメージ

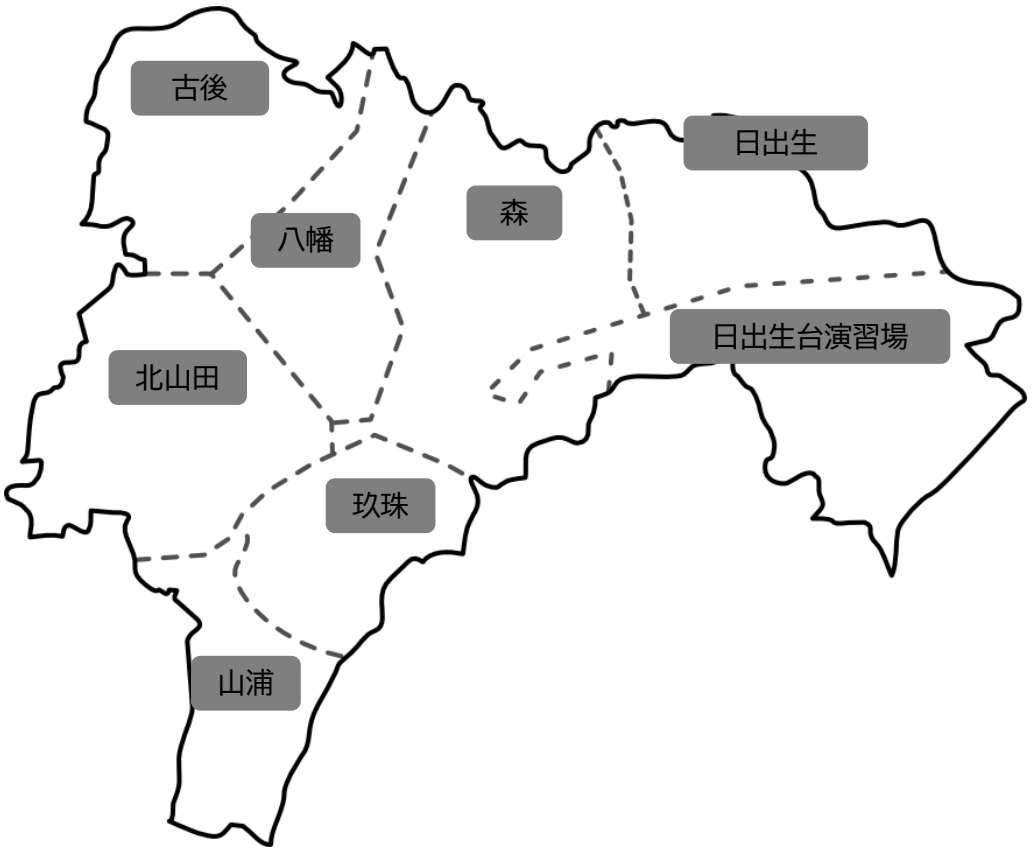

第2章 計画策定経過

1. 策定委員会の設置

(1)策定体制

計画策定に当たっては、幅広い関係者からの意見を反映する場として、被保険者代表、学識経験者、医療・保健・福祉関係者等より構成する「玖珠町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、検討及び審議を行う体制で計画策定を進めました。

また、町民の意見が十分に反映されること、そして、事業者の現状や町の保健福祉及び介護保険事業等の分析を行いながら、事業者へのアンケートを基礎資料とし、新しい施策化をめざして計画策定を行いました。

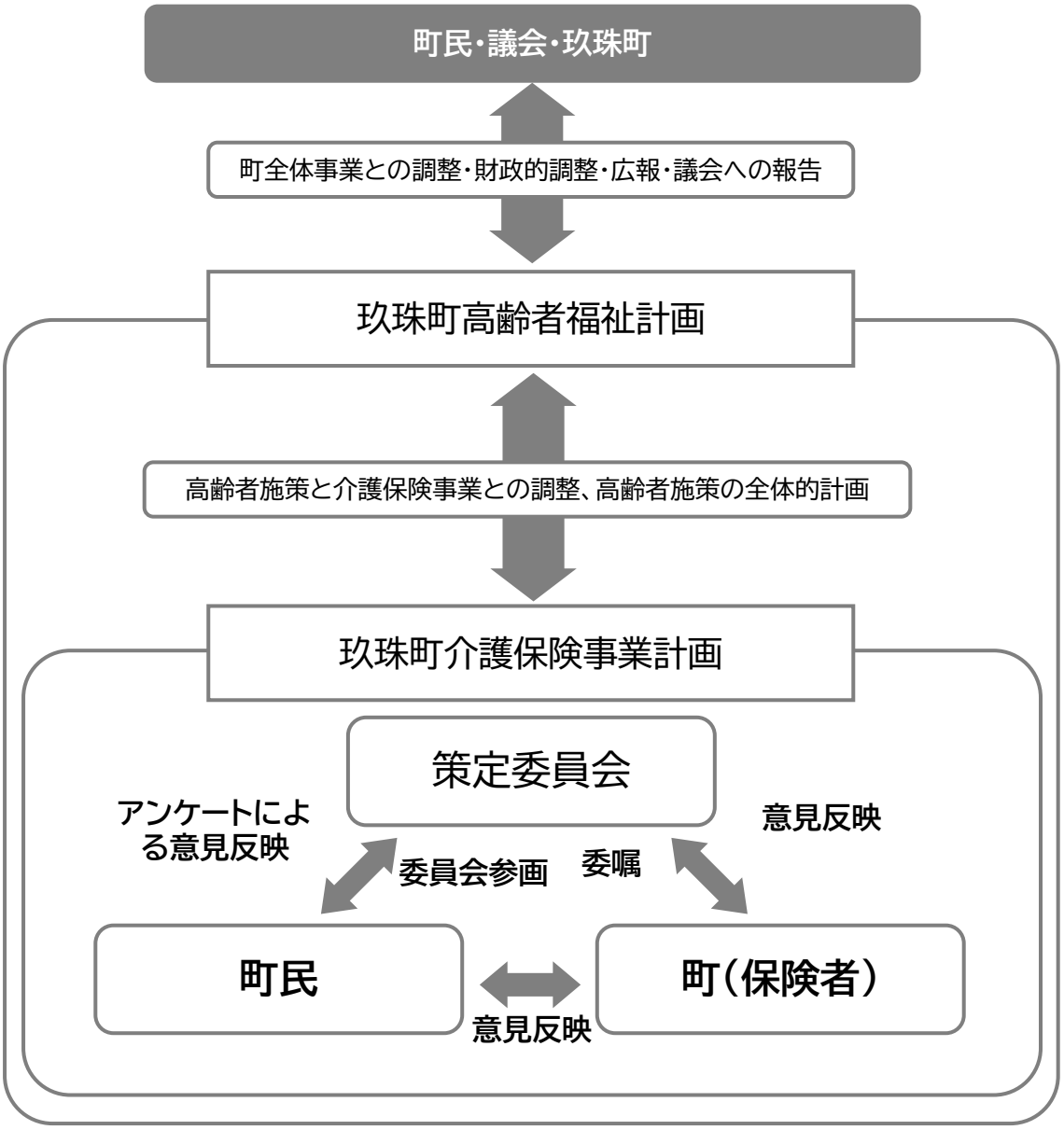

(2)策定・審議の経過

期 日	内 容
令和２年 12 月１日	第1回玖珠町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会 （書面送付）
令和３年 ２月 12 日	第2回玖珠町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会 （書面送付）
令和３年 ３月 12 日	第3回玖珠町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会 （書面送付）

(3)パブリックコメント(意見公募)

「玖珠町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を玖珠町ホームページに掲載するとともに各地区自治会館に閲覧場所を設け、広く町民の意見を募集しました。

① 募集期間	② 閲覧場所
令和3年２月 12 日から３月５日	玖珠町役場福祉保健課 各地区自治会館及び玖珠町ホームページ

2. 計画策定における住民参画

(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ及び在宅介護実態調査

調査種別	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	介護保険被保険者で要介護認定を受けていない 65 歳以上の方	町民のうち、在宅介護を受けている方とその介護をされている方
調査時期	令和2年2月	令和2年9月
配布数	3,500 人	500 人
有効回収数	2,837 人	379 人
有効回収率	81.1%	75.8%

3. 関係部局間の連携

本計画策定においては、高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営主管課である福祉保健課のほか、高齢者福祉に関係する庁内各課と連携し、過去3年間の取組状況及び今後の方向性を把握し、施策の調整を行い、実効性のある計画づくりに努めました。

4. 各種関連計画との整合

本計画は、町の最上位の計画である「玖珠町総合計画」の理念を踏まえた高齢者保健福祉分野の個別計画として位置づけられます。

本計画は、第7期計画に引き続き、地域共生社会の実現に向けた取組を内包する計画であることから、「玖珠町地域福祉計画」等の各種福祉関連計画等との整合を図りながら策定します。

また、国の基本指針、県の「おおいた高齢者いきいきプラン（大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）」、「大分県医療計画」、「大分県地域医療構想」とも整合を図り策定します。

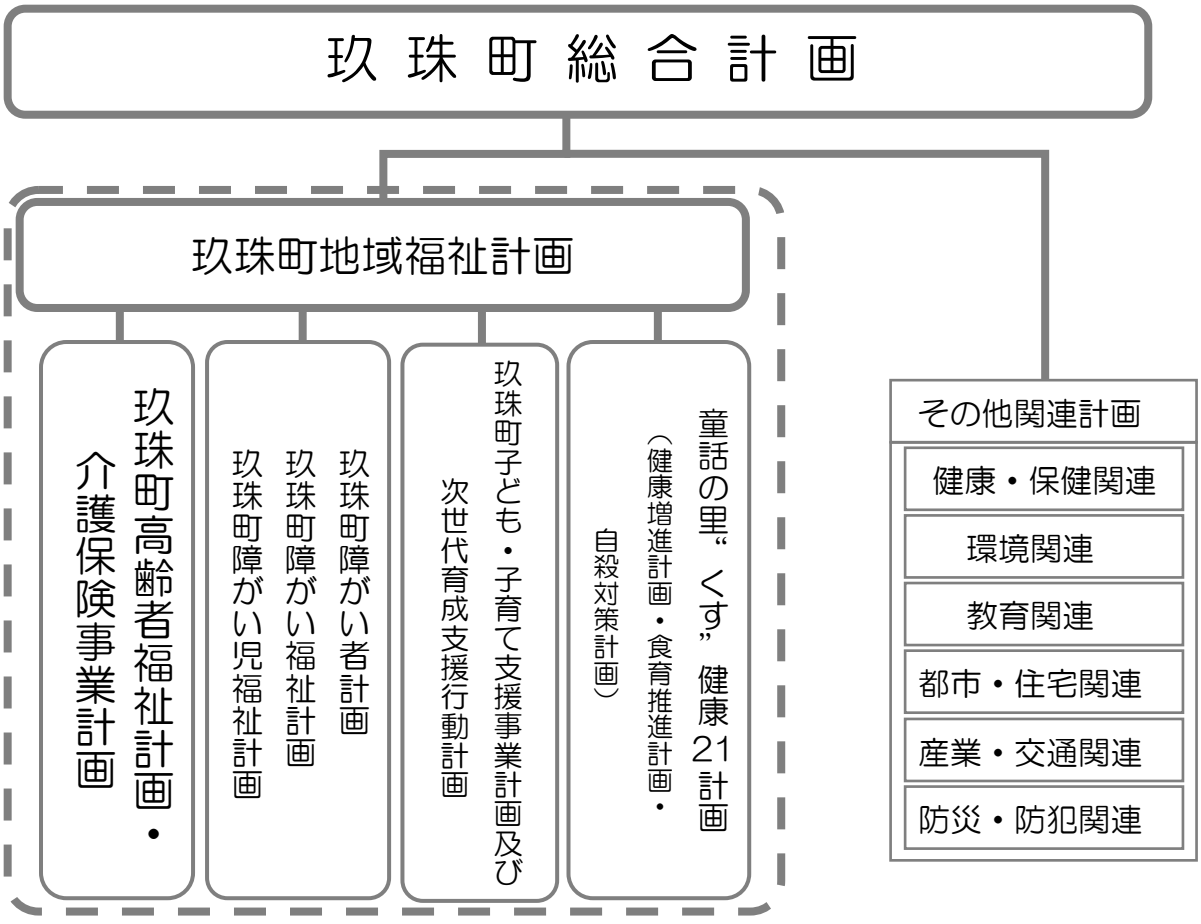

第3章 福祉施策及び介護保険事業の実施状況等

1. 第7期計画の施策の達成状況の評価等

第7期計画期間における事業実施状況を実績に沿って検証しました。
なお、令和2年度の値については、すべて見込値を示しています。

1－1 健康づくりの推進

生活習慣を改善して健康を保持増進し、生活習慣病等の発病を予防する「1次予防」に重点を置いた対策を推進してきました。特に、5か年事業で実施した健康ウォーク推進事業は登録者2,623名のうち、65歳以上の方が半数を超える1,373名と、運動のきっかけづくりとして一定の成果が得られました。令和2年度に「童話の里“くす”健康21計画」の最終評価を行いましたが、今後は運動を習慣化することが課題です。また、特定健診の受診率は横ばいで未受診者対策も課題となっています。今後は、健康無関心層への取組を強化していく必要があります。

(1)健康増進事業の推進

① 健康手帳(介護予防含む)の交付

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
40 歳～74 歳以下	人	112	58	85	200	150	150
75 歳以上	人	0	0	0	80	50	50

※平成29年度から手法変更により75歳以上の実績はありません。

② 健康教育

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
健康教室等	件	147	108	127	150	160	170
	人	3,219	1,997	2,000	2,000	2,100	2,200

③ 健康相談

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
健康相談	件	210	150	160	130	135	140
	人	1,558	1,384	1,500	900	910	920

④　訪問指導

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問指導	件	15	15	16	25	25	25

⑤　特定健康診査・がん検診及び特定保健指導

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
特定健康診査	%	42.4	43.6	41.0	45.0	45.0	50.0
がん検診	回	21	21	21	-	-	-
特定保健指導	%	44.8	41.5	40.0	50.0	50.0	55.0

※第 7 期計画に計画値がないものは「-」を表示しています。以下同様です。

⑥　その他の事業

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
われら現役大会	人	245	261	中止	225	230	240
はつらつ健康教室	人	493	1,216	1,000	535	540	545
健康づくり推進大会	人	118	210	中止	170	180	190
生活習慣病予防教室	人	75	62	0	-	-	-
各自治区での健康教室	回	26	18	5	39	40	45
（老人クラブ・いきいきサロン含む）	人	329	211	100	577	580	600

※令和 2 年度の「われら現役大会」と「健康づくり推進大会」は、新型コロナウイルス感染症防止のため中止しましたが、啓発活動等を行いました。

1－2 介護予防の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始して5年が経過しました。介護予防・生活支援サービスは、訪問及び通所型サービスで、それぞれA、Cの2種類を実施し、地域ケア会議でサービス提供の評価を行ってきました。総合事業開始に合わせて4自治会館で開始した地域版いきいき元気教室は継続することができず中止となりました。

地域ケア会議では、歩いて通える公民館等に週1回集い、体操や交流を行う住民主体の体操教室の普及と、歩いて通うことが困難でも送迎があれば通える通いの場の増設と、そしてその送迎手段の確保とが喫緊の課題としてあげられています。今後は、抽出された地域課題の解消に努めるとともに、総合事業の評価、見直しを毎年行い、地域の実情に応じた総合事業を展開していかなければなりません。

(1)転倒予防・普及啓発

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
転倒予防 フォローアップ教室	回	2			-	-	-
	人	128			215	300	400
地域版 いきいき元気教室	回	176			190	190	190
	人	1,682			-	-	-

(2)住宅改造助成事業

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
高齢者住宅改造 助成事業	件	1	0	1	2	2	2
	円	137,968	0	230,000	666,000	666,000	666,000

(3)はり・きゅう・あんま施術料助成

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
はり・きゅう・ あんま施術料助成	件	771	488	480	-	-	-
	円	385,500	375,448	350,500	-	-	-

(4)認知症の啓発(認知症サポーター養成講座)

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
認知症サポーター 養成講座	回	19	12	8	17	20	23
	人	178	119	110	200	230	260

(5)認知症予防教室

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
認知症予防講演会	回	2	1	1	12	12	12
	人	80	46	35	85	90	95

(6)認知症の早期相談

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
包括支援センター 相談事業	件	20	26	30	-	-	-

(7)外出支援サービスの充実

		単位	実績			計画値		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
外出支援サービス事業	申請者数	人	1,875	1,895	1,900	-	-	-
	事業費	千円	10,506	10,235	10,300	-	-	-

(8)ふれあい福祉バスの充実

		単位	実績			計画値		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
ふれあい福祉バス運行事業	路線数	路線	8	8	8	-	-	-
	利用者	人	7,989	8,304	7,890	-	-	-
まちなか循環バス運行事業(路線)	路線数	路線	循環１日８便			-	-	-
	利用者	人	10,324	10,693	9,142	-	-	-
小型乗合バス(路線)	路線数	路線	2	2	2	-	-	-
	利用者	人	928	897	802	-	-	-

(9)生きがい学級の継続

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
男性ふれあい広場	回	12	10	9	-	-	-
	人	155	116	90	176	212	248

1−3 地域での支え合い

高齢者の孤立や孤独の防止は重要な課題であり、地域のつながりをつくり、きづなを高める対策として、自治区単位で住民主体の通いの場の普及に取り組んできました。運動を集いの場のきっかけづくりとして活用し、住民同士が誘い合い、欠席が続く高齢者へは声をかけ合うことで、地域の見守り活動にもつながっています。しかし、依然として男性の参加は少ないことから、自由な発想でやりたいことができる活動への支援も検討していく必要があります。

(1)いきいきサロン、はつらつ健康教室の開催支援

		単位	実績			計画値		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
はつらつ健康教室	開催数	回	39	60	40	-	-	-
	参加者数	人	493	1,216	800	535	540	545
いきいきサロン	サロン数	か所	73	73	75	69	71	73
	会員数	人	1,165	1,165	1,180	1,200	1,220	1,240

1−4 災害時にも安心できる

災害時における高齢者の避難体制を確立するために、生活支援コーディネーターによる自治区単位の支え合いマップづくりを推進してきました。災害時に支援の必要な高齢者を誰が支援に行くのか等、具体的な計画づくりを行っています。支え合いマップづくりは毎年見直しが必要であるため、住民主体で見直しが行えるように、指導助言や支援をしていくことが必要です。令和2年7月豪雨では、避難が長期化した際の対策や、福祉避難所対応等の課題も明らかになり、これらの対策も講じなければなりません。

(1)自主防災組織の育成・支援

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
自主防災組織における防災士養成	人	36	25	8	10	10	10

(2)防災意識の高揚

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
防災講演会	回	0	0	0	4	4	4

1−5 地域で安心・安全な暮らしができる

過疎化、少子化が進む中、高齢者が地域で安心、安全に暮らせるように犯罪等に対する普及啓発活動を行ってきました。また、高齢者の虐待が疑われる場合は、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者の安全を図ってきました。今後もすべての高齢者に必要な情報が周知できるようにしていかなければなりません。

(1)消費者保護

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
消費生活啓発講座	回	1	0	0	6	6	6
消費生活相談	回	33	35	21	20	20	20

(2)人権教育・啓発の充実

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
啓発センターだより(広報くす)		実施	実施	実施	実施	実施	実施
人権同和ワンポイント講座		実施	実施	実施	実施	実施	実施

1−6 生きがいづくり・仲間づくり

高齢者が就労や様々な社会活動へ参加することは、生きがいや支え合える仲間づくりに大切なことです。平成25年に設立したシルバー人材センターは、毎年会員数を増やし、令和2年度には一般社団法人となりました。また、高齢者が介護の担い手として活躍できるようにボランティア養成講座を実施しました。

老人クラブや住民主体のサロン活動には、活動の立ち上げや継続支援を行ってきましたが、老人クラブの会員数は減少傾向にあり、これからの地域に求められる活動については、住民とともに協議していく必要があります。

(1)ボランティアの育成・支援

		単位	実績			計画値		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
ボランティア養成講座	開催数	回	5	6	4	-	-	-
	参加者数	人(延べ)	224	141	50	-	-	-

(2)高齢者の各種講座の拡充

		単位	実績			計画値		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
高齢者学級（4地区）	開催数	回	36	36	32	-	-	-
	参加者数	人	102	115	80	-	-	-

(3)スポーツ・文化活動への参加促進

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
ねんりんピック	種目	7	7	7	-	-	-
	人	56	55	55	-	-	-

※令和元年度は台風のため、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止になっています。数値は申込数です。

(4)いきいきサロンの普及

・実績は 11 ページを参照

(5)いきいき元気教室の開催

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
開催数	回	112	84	84	83	83	83
参加者数	人(延べ)	1,155	1,073	1,000	-	-	-

(6)老人クラブの活性化

		単位	実績			計画値		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
老人クラブ助成事業	クラブ数	クラブ	29	30	28	-	-	-
	会員数	人	930	924	864	-	-	-

(7)生きがい・就労の場

		単位	実績			計画値		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
シルバー人材センター	会員数	人	104	114	120	-	-	-
	受注件数	件	501	478	450	-	-	-
	就労率	%	78.0	79.5	77.0	-	-	-

1－7. 地域包括ケアの充実

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、町や地域包括支援センター、生活支援コーディネーターが中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として精力的に活動していますが、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、地域ケア会議の負担の増大や介護予防ケアマネジメント業務に追われることとなり、中核機関としての業務に支障をきたしている状況です。

介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業等を総合的に振り返り、現状と課題を把握して今後の施策を検討していく必要があります。

(1)地域包括支援センター事業の充実

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
地域包括支援センター職員数	人	7	8	8	-	-	-

(2)地域包括支援センター事業への理解の浸透

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
ほうかつセンター便りの発行(全戸配布)	回	3	0	3	-	-	-

1－8. 医療・介護の連携強化

在宅医療・介護連携推進事業が地域支援事業に位置づけられ、平成28年度より玖珠郡医師会に委託を行い、関係団体が連携して、多職種協働による切れ目のない医療・介護サービスを提供できる体制づくりを推進してきました。

入退院時情報共有取扱マニュアルや「もしものときカード」の作成を行い、医療と介護の提供体制の構築を進めてきました。今後は、医療・介護関係者だけでなく、住民への各種事業の普及啓発を推進し、住民が自ら望む医療・介護を選択できるように取り組むことが必要です。

1－9. 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は被保険者の「自立支援」を目標に、平成28年度から月3回ほど、地域包括支援センターや居宅支援事業所より提供された個別事例について、検討・協議を行ってきました。個別課題の解決のみではなく、地域課題の抽出も行うことができましたが、課題解決には一層の取組強化が必要です。課題解決に向け、庁舎内の関係各課や社会福祉協議会をはじめとする関係団体との連携調整を図りながら、施策化を進めていかなければなりません。

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
地域ケア会議事例検討	件	406	364	400	-	-	-

1－10. 認知症施策の充実

認知症施策の充実として、①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ②早期発見・早期対応と認知症ケアパスの推進 ③認知症地域支援推進員の配置 ④認知症の人の介護者への支援 ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進を行ってきました。

高齢化が進む中にあって、認知症に関する施策の充実は喫緊の課題です。今後も高齢者が住み慣れた地域で、「安心して暮らせる地域づくり」を推進していきます。

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
声かけ模擬訓練	回	2	3	0	2	3	4
認知症初期集中チーム員会議	回	17	12	12	-	-	-
オレンジカフェ	回	12	12	12	12	12	12
	延べ人数	193	137	130	-	-	-
認知症サポーター	延べ人数	178	119	110	200	230	260

1－11. 生活支援の充実

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援コーディネーターを令和2年度から4名体制（2名増員）とし、4地区をそれぞれ1名で担当できるようにしました。引き続き4地区コミュニティと連携し、生活支援体制整備を進めていく必要があります。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のある生活を維持し、安心して暮らしていけるように、本人や家族の支援を行う「総合相談支援事業」や「権利擁護事業」を行っています。近年、適切なサービス等につながる方法がみつからない等の困難な状況にある高齢者が増加しており、成年後見制度の活用促進等も含め、早い段階からの親族等を含めた支援をしていかなければなりません。

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
支え合い会議（協議体）の開催	回	4	22	4	-	-	-

(1)相談窓口の充実

① 介護予防ケアマネジメント事業

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護予防ケアマネジメント事業	件	3,199	3,222	3,230	-	-	-

② 総合相談事業

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護相談	件	61	75	80	-	-	-
介護保険制度	件	12	24	25	-	-	-
高齢者の生活相談	件	22	16	20	-	-	-
健康・医療相談	件	4	5	6	-	-	-
権利擁護関係	件	4	5	5	-	-	-
関連事業	件	2	2	2	-	-	-
他の制度	件	3	4	4	-	-	-
その他	件	0	3	5	-	-	-
合計件数	件	108	134	147	-	-	-

③ 権利擁護事業

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
虐待関連相談	件	7	9	9	-	-	-

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
ケアマネジメント	件	0	2	1	-	-	-
主治医連携	件	0	0	0	-	-	-
地域包括支援センター内連携	件	0	0	0	-	-	-
同行訪問	件	6	0	3	-	-	-
その他	件	0	0	0	-	-	-
合計件数	件	6	2	4	-	-	-

(2)民生委員、自治委員、健康づくり推進委員の役割

		単位	実績			計画値		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
民生委員	委員数	人	56	56	56	-	-	-
	延べ支援数	件	1,190	1,303	1,300	-	-	-
健康づくり推進委員（保健委員）	委員数	人	284	282	282	-	-	-
	訪問声かけ延べ件数	件	8,774	12,129	10,000	-	-	-

(3)介護サービスの質の確保

		単位	実績			計画値		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護予防ケアプラン	作成件数	件	680	656	660	-	-	-
	評価件数	件	490	263	270	-	-	-

(4)緊急通報装置の貸与

		単位	実績			計画値		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
緊急通報装置貸与事業	新規貸与	人	9	11	10	-	-	-
	事業費	千円	765	1,113	1,115	-	-	-

(5)権利擁護事業の理解と普及

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
成年後見制度相談件数	件	4	5	5	-	-	-

(6)家族介護(ケア)機能向上

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
家族介護用品支給事業	人	7	4	4	-	-	-

(7)高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業

		単位	実績			計画値		
			平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
シルバーハウジング	利用戸数	戸	13	13	13	-	-	-
	事業費	千円	1,999	1,999	1,999	-	-	-

2. 第7期介護保険事業の実施状況

第7期計画期間における介護保険事業の実施状況は以下のとおりです。

なお、令和2年度の値についてはすべて見込値を示しています。

厚生労働省が情報システムとして構築した、地域包括ケア「見える化」システム等を活用して、地域（他市町村）間比較等による現状分析や課題抽出を行い、介護保険事業の推進に生かしていかなければなりません。

2－1 介護予防サービス実績

介護予防サービスの実施状況は以下のとおりです。

(1)介護予防サービス

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護予防訪問入浴介護	回	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防訪問看護	回	26.7	30.3	45.0	47.8	38.8	41.0
	人	8.0	9.3	9.0	7.0	6.0	6.0
介護予防訪問 リハビリテーション	回	173.6	163.2	138.0	241.7	284.8	345.7
	人	18.7	16.2	16.0	20.0	22.0	25.0
介護予防居宅療養管理指導	人	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防通所 リハビリテーション	人	90.8	106.5	97.0	71.0	73.0	78.0
介護予防短期入所生活介護	日	74.4	47.2	22.2	19.6	45.9	77.6
	人	10.4	7.9	3.0	16.0	18.0	20.0
介護予防短期入所療養介護 （老健）	日	4.2	4.8	0.0	0.0	6.1	6.5
	人	1.1	1.2	0.0	0.0	1.0	1.0
介護予防短期入所療養介護 （病院等）	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防短期入所療養介護 （介護医療院）	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防福祉用具貸与	人	110.5	115.6	108.0	97	109	122
特定介護予防 福祉用具購入費	人	2.3	2.8	1.0	2.0	2.0	3.0
介護予防住宅改修	人	2.8	3.6	3.0	3.0	3.0	3.0
介護予防 特定施設入居者生活介護	人	1.4	2.3	2.0	2.0	2.0	2.0

※回（日）数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数です。

(2)地域密着型介護予防サービス

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護予防 認知症対応型通所介護	回	5.6	0.5	0.0	8.6	14.7	19.0
	人	1.2	0.1	0.0	2.0	2.0	2.0
介護予防 認知症対応型共同生活介護	人	0.8	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0

※回数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数です。

(3)介護予防支援

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護予防支援	人	189.1	198.2	169.0	139.0	145.0	152.0

※人数は1か月当たりの利用者数です。

2－2 介護サービス実績

介護サービスの実施状況は以下のとおりです。

(1)居宅サービス

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
訪問介護	回	5,859.7	5,374.5	5,797.0	5,804.2	5,804.2	5,804.2
	人	140.9	138.3	143.0	165.0	165.0	165.0
訪問入浴介護	回	1.8	0.1	0.0	5.0	5.8	6.4
	人	0.6	0.1	0.0	2.0	2.0	2.0
訪問看護	回	82.8	143.5	196.9	177.8	163.4	157.3
	人	16.2	22.8	30.0	22.0	20.0	20.0
訪問リハビリテーション	回	356.8	371.1	374.2	616.7	740.6	875.0
	人	35.1	34.8	36.0	51.0	58.0	64.0
居宅療養管理指導	人	13.6	13.2	16.0	19.0	21.0	22.0
通所介護	回	2,589.8	2,493.5	2,566.8	3,008.3	3,149.9	3,291.4
	人	211.9	207.4	215.0	260.0	260.0	260.0
通所リハビリテーション	回	861.8	824.2	945.3	1,307.0	1,468.6	1,660.9
	人	111.3	108.8	127.0	179.0	198.0	219.0
短期入所生活介護	日	705.2	874.0	798.3	722.3	737.2	760.2
	人	61.3	70.1	63.0	79.0	88.0	100.0
短期入所療養介護(老健)	日	39.0	41.2	26.3	45.7	65.9	82.3
	人	6.1	5.7	5.0	9.0	11.0	13.0
短期入所療養介護(病院等)	日	4.4	0.0	0.0	33.3	54.4	96.6
	人	0.5	0.0	0.0	3.0	4.0	6.0
短期入所療養介護 (介護医療院)	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉用具貸与	人	218.5	210.3	218.0	258.0	282.0	310.0
特定福祉用具購入費	人	4.1	3.7	5.0	6.0	4.0	4.0
住宅改修費	人	2.2	2.4	2.0	3.0	3.0	3.0
特定施設入居者生活介護	人	17.3	15.0	19.0	17.0	17.0	17.0

※回(日)数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数です。

(2)地域密着型サービス

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域密着型通所介護	回	36.3	32.5	94.8	58.3	79.6	100.9
	人	2.8	2.3	7.0	5.0	5.0	5.0
認知症対応型通所介護	回	181.3	225.6	328.5	220.2	268.9	329.0
	人	22.1	27.3	25.0	25.0	29.0	35.0
認知症対応型共同生活介護	人	25.4	24.3	28.0	29.0	29.0	29.0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	32.2	32.9	30.0	30.0	30.0	30.0

※回数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数です。

(3)施設サービス

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
介護老人福祉施設	人	122.5	116.9	119.0	119.0	119.0	119.0
介護老人保健施設	人	96.5	97.3	100.0	99.0	99.0	99.0
介護療養型医療施設(介護医療院)	人	1.0	1.5	3.0	1.0	1.0	1.0

※人数は1か月当たりの利用者数です。

(4)居宅介護支援

	単位	実績			計画値		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護支援	人	385.2	384.7	420.0	481.0	504.0	530.0

※人数は1か月当たりの利用者数です。

3. 総給付費

	実績			計画値		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
合計	1,683,113	1,688,293	1,793,534	1,807,757	1,866,884	1,937,245

※給付費は年間累計の金額です。単位は千円です。

第4章 高齢者の状況等

1. 玖珠町の概況及び日常生活圏域における高齢者の状況等

(1)人口と高齢化率の推移

下のグラフは住民基本台帳より玖珠町の年齢3区分別人口と高齢者人口の割合の推移を示したものですが、これによると玖珠町では、平成24年以降全体的に総人口は減少傾向にあり、特に生産年齢人口である15～64歳の減少が大きく、平成24年から令和元年までに約2,000人もの減少となっています。

一方高齢者人口(65歳以上)は平成24年から令和元年までに374人の増加がみられ、平成29年からほぼ横ばいの推移となっています。同様に高齢化率(総人口に対して65歳以上の人口が占める割合)も平成24年から令和元年まで増加し続けており、令和元年では37.7%となっています。これは大分県の高齢化率32.9%(令和元年10月1日現在)よりも高い水準となっています。

▼ 玖珠町の人口及び高齢化率の推移

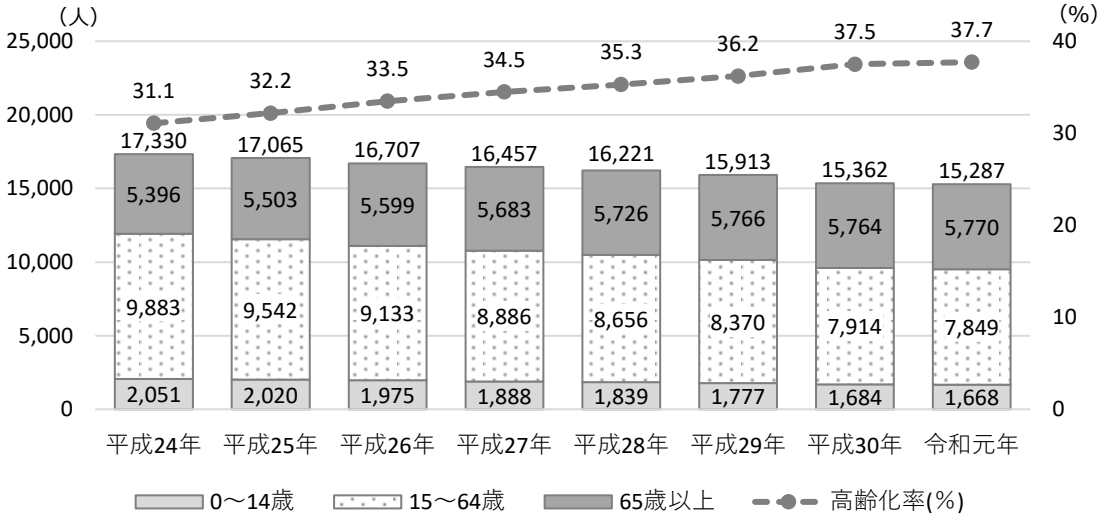

資料:玖珠町 住民基本台帳 9月末現在

次のグラフは日常生活圏域別に高齢者人口の推移を示したものです。

おおむね横ばいで推移する圏域が多いですが、北山田圏域では増加し、日出生圏域では減少しています。

各圏域ともに高齢化率は30%以上となっており、特に古後圏域と山浦圏域において近年では50%以上となっています。

▼ 日常生活圏域別高齢者人口の推移

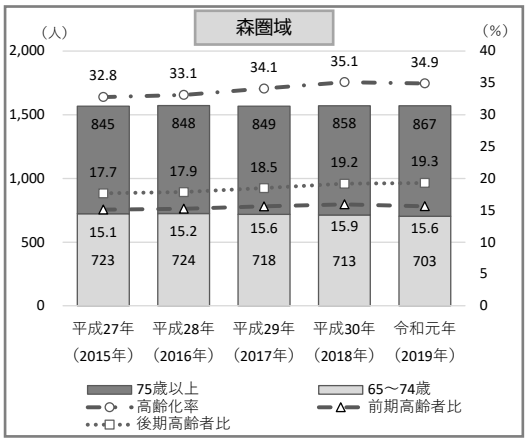

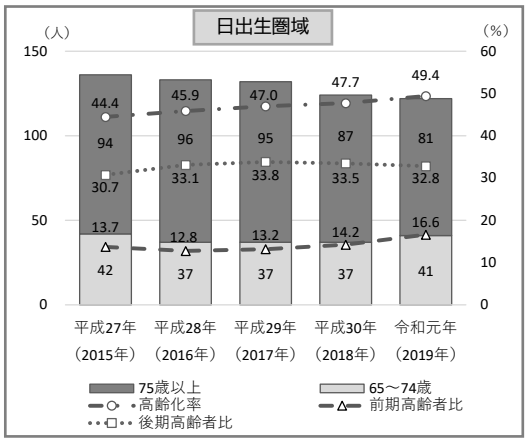

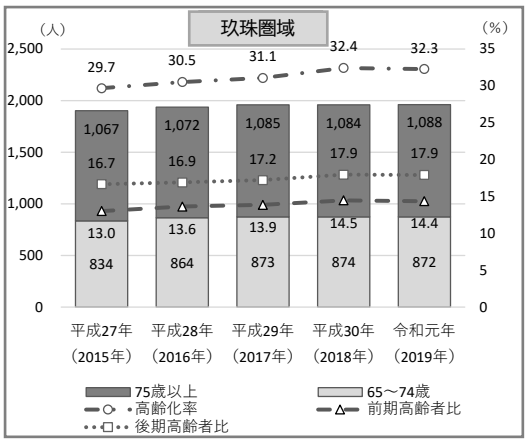

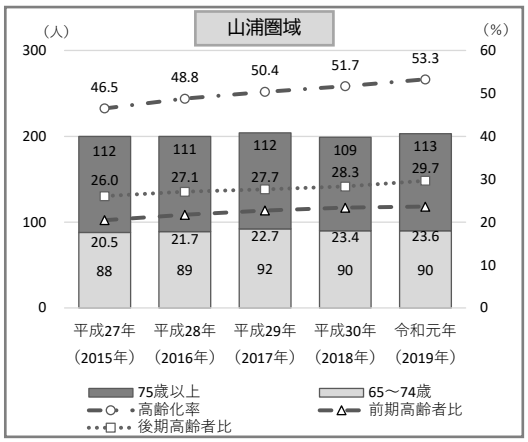

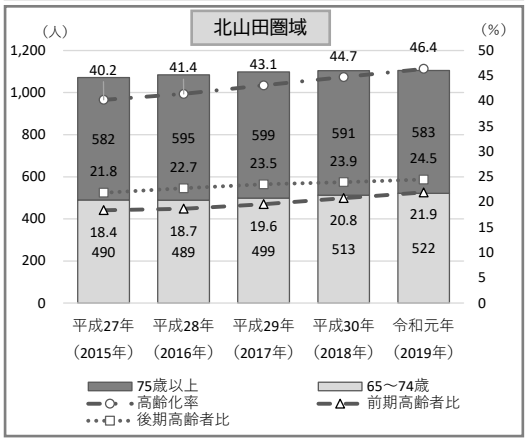

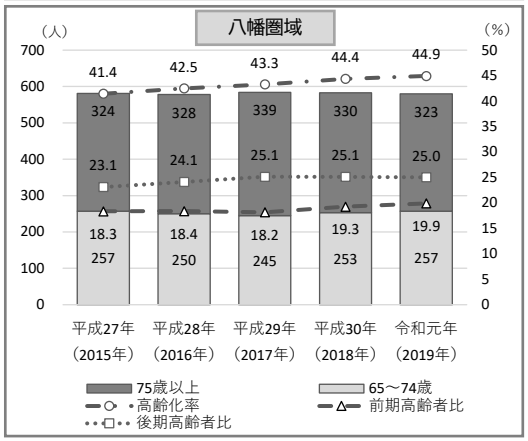

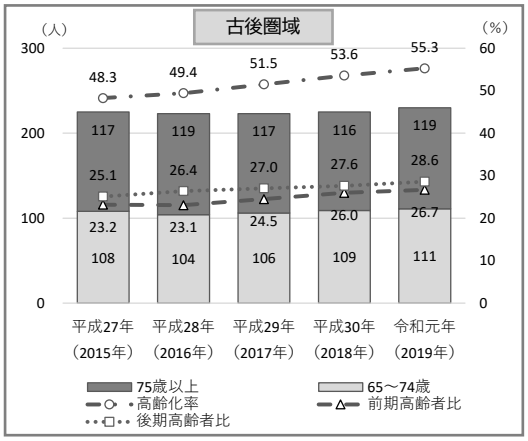

資料：住民基本台帳　各年9月末現在

(2)世帯の推移

玖珠町の平成12年時点での高齢者世帯数(高齢者を含む世帯)は3,285世帯であり、令和2年にかけて増加傾向となっています。高齢独居世帯数、高齢夫婦世帯数も増加傾向となっており、特に高齢独居世帯数が大幅に増加しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年 (参考)
高齢者を含む世帯	3,285	3,391	3,419	3,513	3,927
高齢独居世帯	601	685	758	843	1,383
高齢夫婦世帯	607	676	730	824	1,015

※平成12～27年は国勢調査に、令和2年は住民基本台帳(11月1日現在)によります。

(3)要介護認定者数の状況

下のグラフは玖珠町における要介護認定者を認定区分ごとに積み上げたグラフですが、要支援1から要介護1までの合計ではその年によって変動はありますが、おおむね横ばいで推移しています。要介護2から5の合計をみると、平成29年から令和元年まで減少傾向であり、要介護5については平成24年以降減少傾向となり、令和元年には100人を割込みましたが、令和2年にはわずかながら増加しています。

全体的な傾向としては　総数及び重度認定者(要介護3～5)は減少傾向にはあるものの、令和2年は増加の兆しがあるため、今後、重度認定者の動向に注視していくことが必要です。

▼　認定区分別認定者数の推移

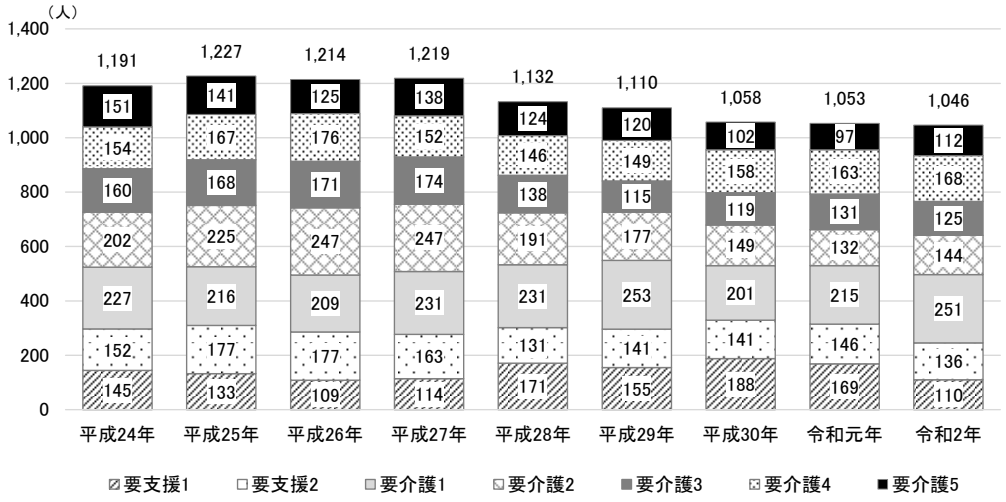

資料:介護保険事業状況報告　各年9月末

2. サービス利用者について

[サービス利用率の推移]

○ 下のグラフは、在宅系サービスの利用率の推移を示したものです。
認定区分の合計としては、平成28年以降減少傾向となっています。

○ 実績(グラフ)からの特徴として

・要支援については、その年によってわずかに変動はあるものの横ばいで推移しています。

・要介護２については減少傾向がみられ、要介護4・5についてはほぼ横ばいで推移しています。

○ 他の地域との比較ではおおむね県平均と同水準で推移し、近年ではやや下回る水準となっています

▼ 在宅系サービスの利用率

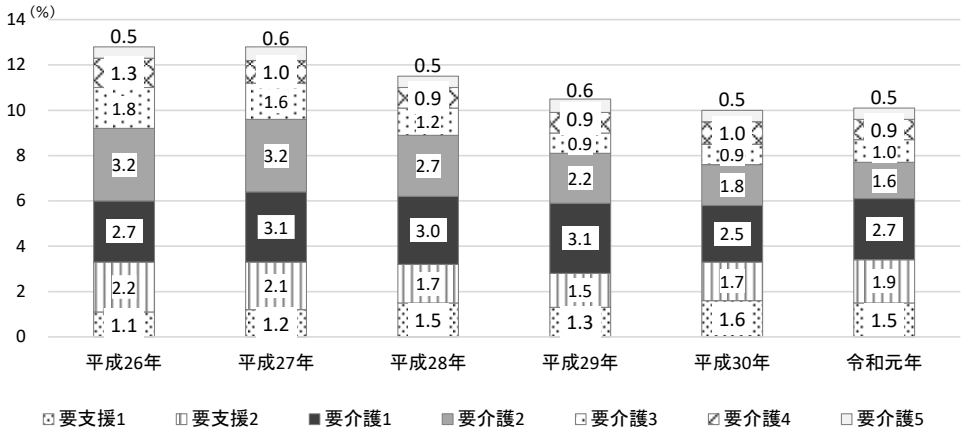

資料:介護保険事業状況報告　年報(平成 30、令和元年のみ月報)

在宅サービス…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(介護老人保健施設)、短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)、短期入所療養介護(介護医療院)、福祉用具貸与、介護予防支援・居宅介護支援、福祉用具購入費、住宅改修費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※要支援1と2の訪問介護と通所介護は、平成28年3月から地域支援事業に移行しています。

○ 下のグラフは、居住系サービスの利用率の推移を示したものです。
認定区分の合計としては、ほぼ同水準で推移しています。

○ 実績(グラフ)からの特徴として要介護１の利用が増加しています。

▼ 居住系サービスの利用率

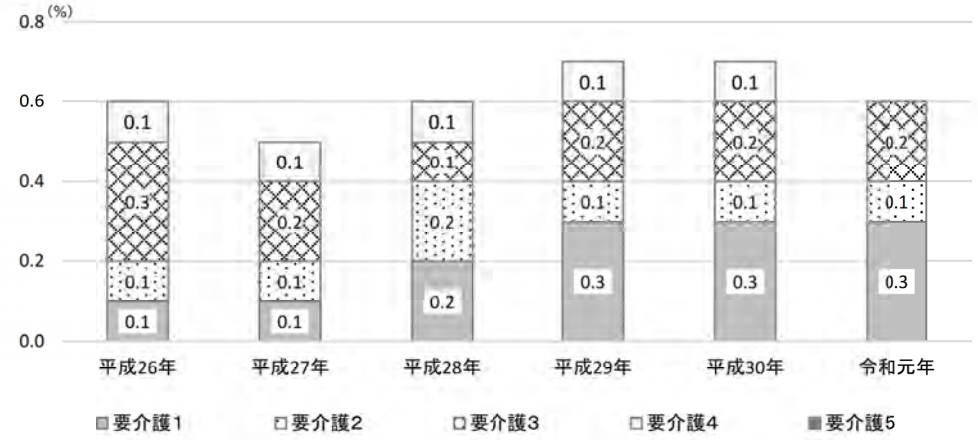

資料:介護保険事業状況報告　年報(平成 30、令和元年のみ月報)

「居住系サービス」…特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

○ 下のグラフは施設の利用率の推移を示したものです。認定区分の合計としては、平成29年以降ほぼ同水準で推移しています。

○ 実績(グラフ)からの特徴として、要介護1・2はその年によって変動していますが、大きな増減はありません。また、要介護4は増加、要介護5は減少(直近3年)の傾向がみられます。

▼ 施設の利用率

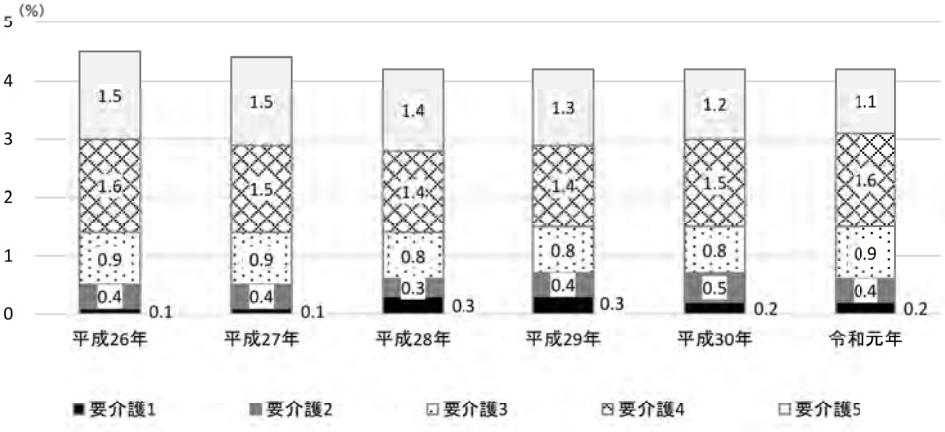

資料:介護保険事業状況報告　年報(平成 30、令和元年のみ月報)

3. まとめ

○　少子高齢化が進む中、玖珠町全体として将来的な人口は、町の中心となる比較的に穏やかな減少傾向の玖珠圏域と森圏域、急速に人口減少が進むその他の圏域で二極化しており、そうした圏域に柔軟に対応できる体制づくりが必要であると考えます。

○　現在、認定率はほぼ横ばいですが、令和２年度中に新型コロナウイルス感染症の影響で閉じこもりがちになったり、認知症を発症する方が増加傾向にあることや令和3年以降に団塊の世代が75歳以上になることからも、認定率の上昇は十分に考えられます。また、これに伴ってサービスの利用率も上昇する可能性も考えられます。

○　今後、後期高齢者の増加や特にサービス利用率の上昇に備え、自立支援と介護予防施策に積極的に取り組み、健康寿命の延伸、要介護状態の重度化防止、安定した介護保険事業の運営をめざします。

4. アンケート調査の概要

(1)調査の概要

調査種別	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	介護保険被保険者で要介護認定を受けていない 65 歳以上の方	町民のうち、在宅介護を受けている方とその介護をされている方
調査時期	令和2年2月	令和2年9月
配布数	3,500 人	500 人
有効回収数	2,837 人	379 人
有効回収率	81.1%	75.8%

※記載されているグラフの数値は端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。

(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要と比較(抜粋)

① 介護・介助の状況

①－1 介護の必要性

回答者の介護・介助の状況は、町全体で「介護・介助は必要ない」が76.8%となっており、前回調査(平成29年実施)と比較しても大きな差はみられません。また、前期高齢者(65～74歳)・後期高齢者(75歳以上)別では前期高齢者で90.3%、後期高齢者で67.1%が、「介護・介助は必要ない」としています。その一方で、後期高齢者では、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と「現在、何らかの介護を受けている」の回答者の割合が高くなり、合計で25.1%となっています。

町全体

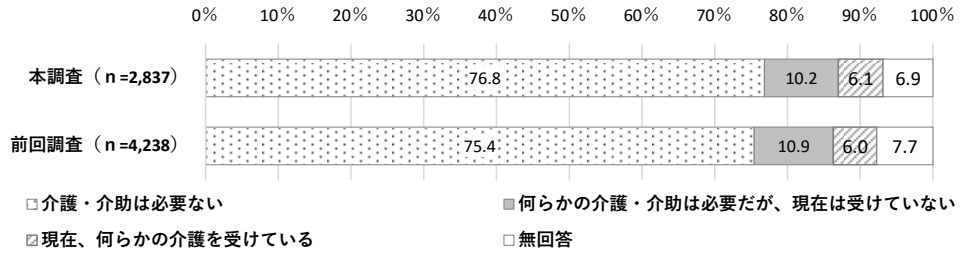

前期・後期高齢者別

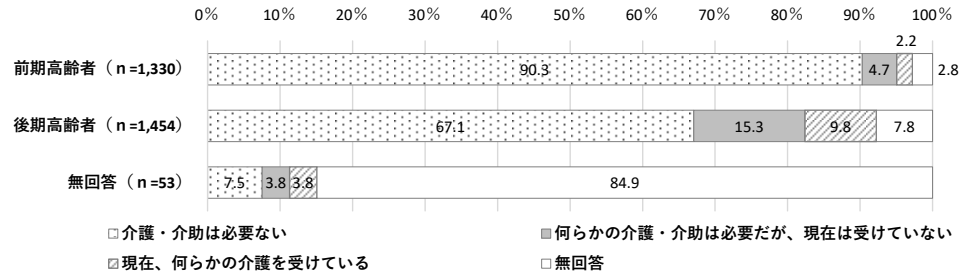

また圏域別をみると、「玖珠」で「介護・介助は必要ない」が81.7%と最も高い割合となっており、町全体の割合の76.8%以上となるのは、「玖珠」を含めた「北山田」、「山浦」、「森」の4圏域となり、比較的健康な高齢者の割合が高い圏域といえます。

圏域別

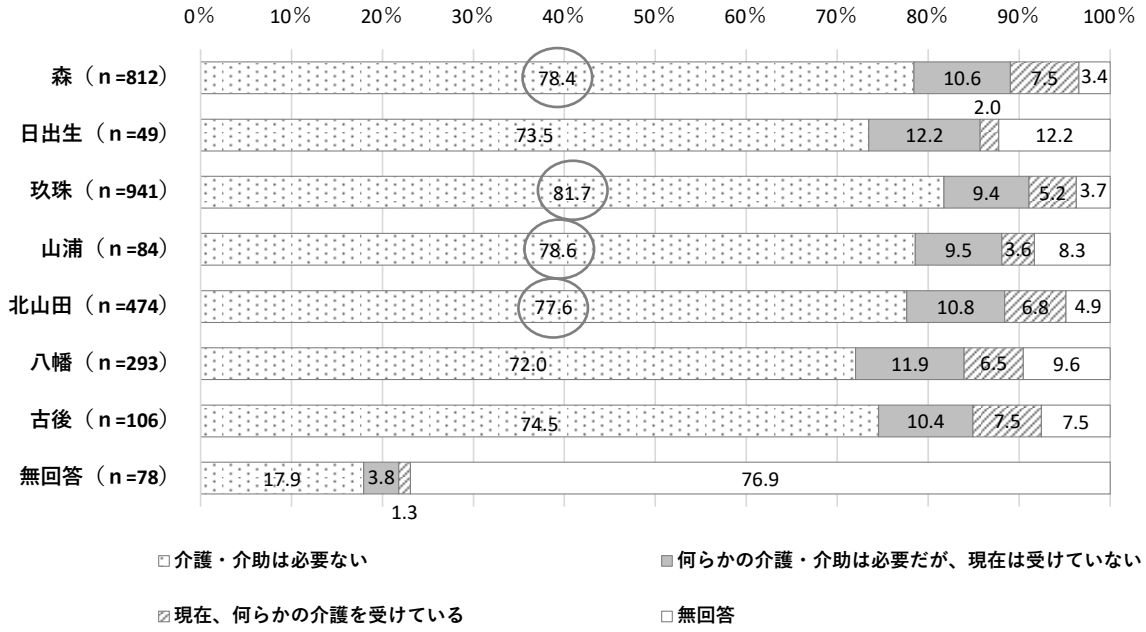

介護・介助が必要になった主な原因では、「高齢による衰弱」が16.9%と最も高く、次に「骨折・転倒」が15.2%、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が10.6%、「関節の病気（リウマチ等）」が9.5%、「心臓病」が9.3%の順となっています。

介護・介助が必要になった主な原因（町全体）

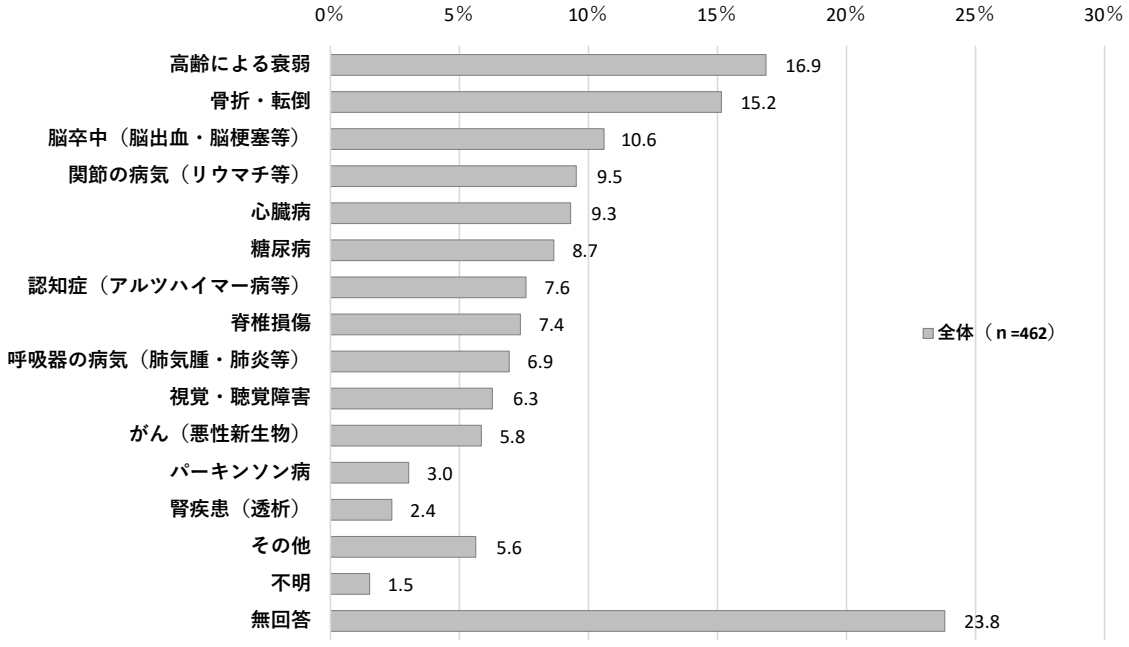

※複数回答です。

①－2 主な介護・介助者

主な介護・介助者は、全体で「配偶者」が最も高く31.0%、次に「娘」が23.6%、「息子」が21.8%の順となっています。圏域別でもおおむね親族が上位となりますが、「古後」、「山浦」、「玖珠」の3圏域では、「介護サービスのヘルパー」が20%以上となっています。

主な介護・介助者（圏域別）

	全体	配偶者	息子	娘	子の配偶者	孫	兄弟・姉妹	介護サービスのヘルパー	その他	無回答
全体	174	54	38	41	18	9	2	29	23	21
	100.0%	31.0%	21.8%	23.6%	10.3%	5.2%	1.1%	16.7%	13.2%	12.1%
森	61	20	17	16	9	6	0	10	5	7
	100.0%	32.8%	27.9%	26.2%	14.8%	9.8%	0.0%	16.4%	8.2%	11.5%
日出生	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
玖珠	49	18	9	9	1	1	2	10	11	4
	100.0%	36.7%	18.4%	18.4%	2.0%	2.0%	4.1%	20.4%	22.4%	8.2%
山浦	3	1	1	0	0	0	0	1	0	2
	100.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	66.7%
北山田	32	9	5	6	5	0	0	5	4	3
	100.0%	28.1%	15.6%	18.8%	15.6%	0.0%	0.0%	15.6%	12.5%	9.4%
八幡	19	3	3	9	2	1	0	1	2	4
	100.0%	15.8%	15.8%	47.4%	10.5%	5.3%	0.0%	5.3%	10.5%	21.1%
古後	8	2	3	0	1	1	0	2	1	1
	100.0%	25.0%	37.5%	0.0%	12.5%	12.5%	0.0%	25.0%	12.5%	12.5%
無回答	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※複数回答のため、「全体」が合計にはなりません。

② 日常生活の状況(生活機能等の評価・判定結果)

本調査における生活に関わる設問の回答結果により、以下の11項目についてのリスク評価を行いました。

全体では、認知症予防(42.9%)、うつ予防(40.0%)、転倒(37.1%)、知的能動性(43.1%)、社会的役割(46.3%)などのリスクは高い状況です。一方、「運動器機能」(18.0%)や「手段的自立度」(13.0%)などのリスクは低い状況です。

圏域別では、全体の割合に比べ「日出生」、「山浦」、「北山田」、「八幡」、「古後」は多くの項目で高い割合となっています。

評価・判定結果の概要(リスク該当者割合一覧)

		全体	森	日出生	玖珠	山浦	北山田	八幡	古後
運動器機能	全体(人)	2,514	721	41	858	73	422	254	94
	該当者(%)	18.0	17.6	19.5	16.2	21.9	19.7	20.5	18.1
低栄養	全体(人)	2,427	695	44	831	71	403	257	86
	該当者(%)	1.7	2.0	0.0	1.6	0.0	2.0	2.7	0.0
口腔機能	全体(人)	2,648	762	45	890	78	451	276	96
	該当者(%)	26.4	29.1	26.7	24.9	30.8	26.8	24.6	21.9
閉じこもり予防	全体(人)	2,710	787	46	911	80	448	281	100
	該当者(%)	23.9	22.5	37.0	20.6	35.0	25.4	24.9	36.0
認知症予防	全体(人)	2,701	778	47	905	82	453	284	99
	該当者(%)	42.9	44.3	44.7	40.3	42.7	43.7	44.0	47.5
うつ予防	全体(人)	2,512	726	44	833	76	434	262	88
	該当者(%)	40.0	42.7	31.8	39.4	39.5	38.5	40.8	36.4
転倒	全体(人)	2,740	785	47	924	80	456	287	103
	該当者(%)	37.1	35.4	40.4	32.4	47.5	43.2	40.8	37.9
手段的自立度(IADL 回答者)	全体(人)	2,619	758	41	891	77	434	274	95
	低い・やや低い(%)	13.0	12.5	14.6	11.4	19.5	13.8	13.9	17.9
知的能動性	全体(人)	2,653	770	45	896	77	444	274	95
	低い・やや低い(%)	43.1	40.9	46.7	39.1	62.3	46.2	44.2	56.8
社会的役割	全体(人)	2,583	740	42	881	79	435	264	93
	低い・やや低い(%)	46.3	47.0	52.4	45.1	49.4	47.1	42.0	50.5
老研指標総合評価	全体(人)	2,410	698	35	835	70	395	247	86
	低い・やや低い(%)	24.1	24.2	20.0	22.0	30.0	23.5	25.1	34.9

※グレーの枠は全体の割合以上の枠です。

○評価・判定結果は、複数の設問の回答結果により評価・判定をしています。
○『全体(人)』の欄は判定に採用した人数です。また、無回答により圏域不明の方を除いているため、圏域の合計が全体の数値になりません。
○『該当者(%)』の欄は、各項目で「該当する」と判定された方の割合です。

③ 外出状況について

友人・知人と会う頻度の回答結果からは、定期的に会う割合は高いものとなっていますが、「ほとんどない」という回答も10.6%となっています。

一方で外出に関する回答結果では、外出を控えている方が全体で2割程度となっており、年齢別にみると、85歳以上では46.7%まで増加している状況です。

外出を控えている理由として、全体では「足腰などの痛み」が最も多く、圏域別にみても多くの圏域で「足腰などの痛み」が50%以上となっています。

友人・知人との交流がほとんどない方や、外出を控えている方が一定数いることからも、閉じこもりにより心身の状態が悪化する高齢者が増加しないよう注意していくことが重要です。しかし、現在は新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などもあり、どのように取組を進めるかは、さらに検討が必要です。

友人・知人と会う頻度

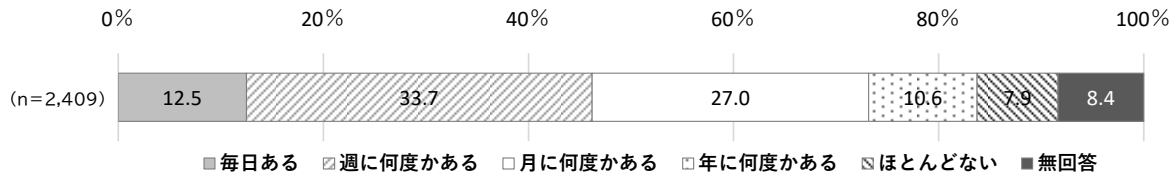

外出を控えているか

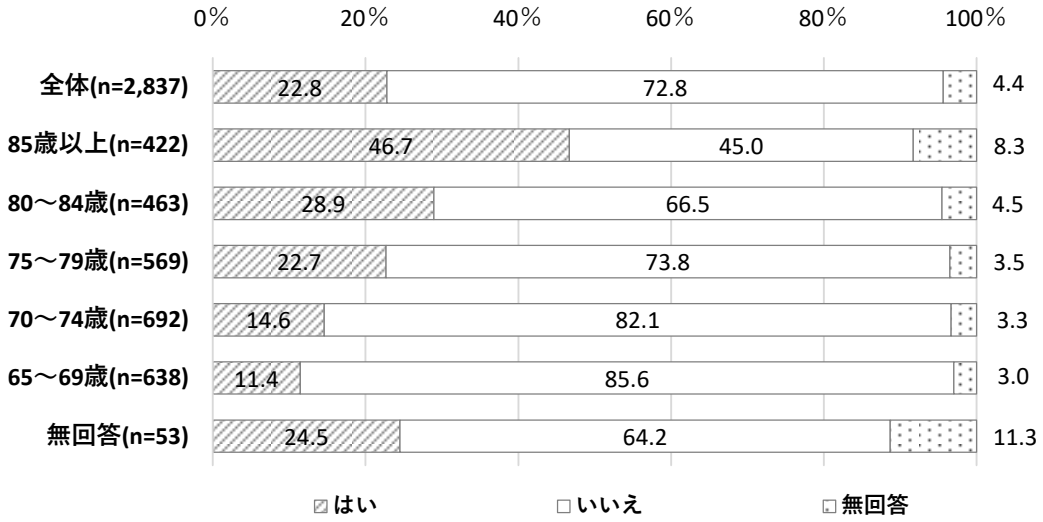

外出を控えている理由(圏域別)

▼森圏域

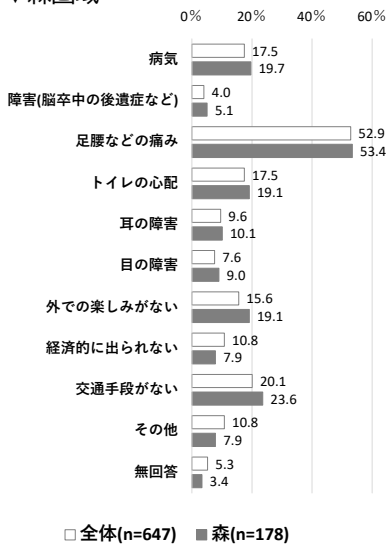

▼日出生圏域

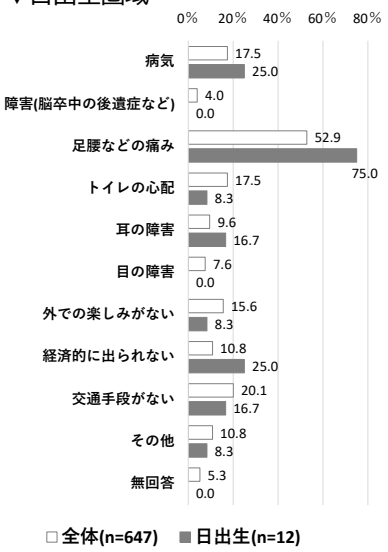

▼玖珠圏域

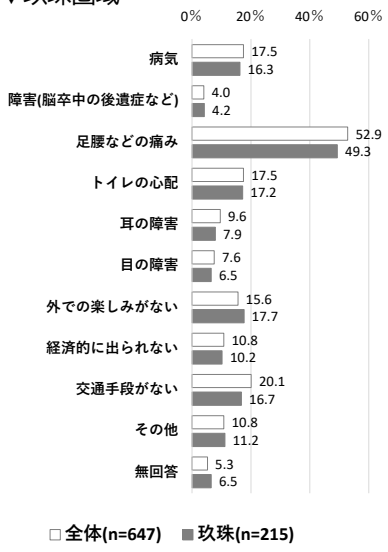

▼山浦圏域

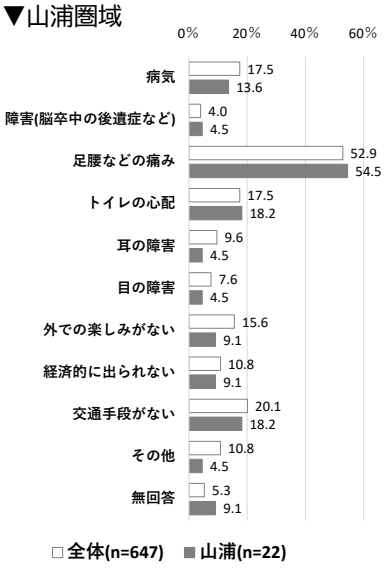

▼北山田圏域

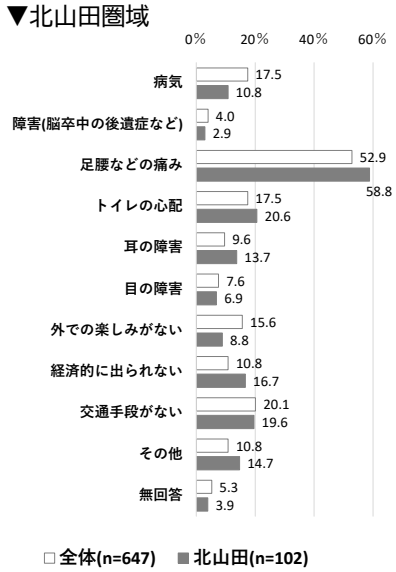

▼八幡圏域

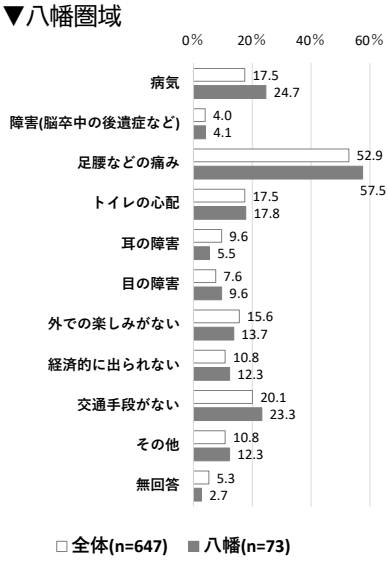

▼古後圏域

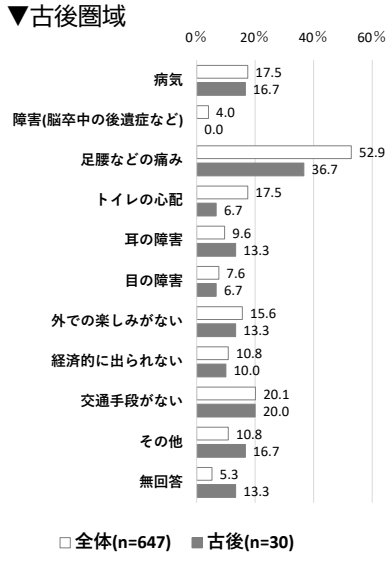

※「圏域」無回答者の結果は除いています。

※複数回答です。

④ 健康面について

下のグラフは、現在の健康状態について圏域別に前回の調査結果と比較したものですが、前回調査結果と比べると『よい』(「とてもよい」と「まあよい」の合計)と感じている方が全体では73.2%に増加しています。

圏域別でみると、「森」、「玖珠」、「北山田」、「八幡」で増加しています。一方「日出生」、「山浦」、「古後」では減少しています。

現在の健康状態

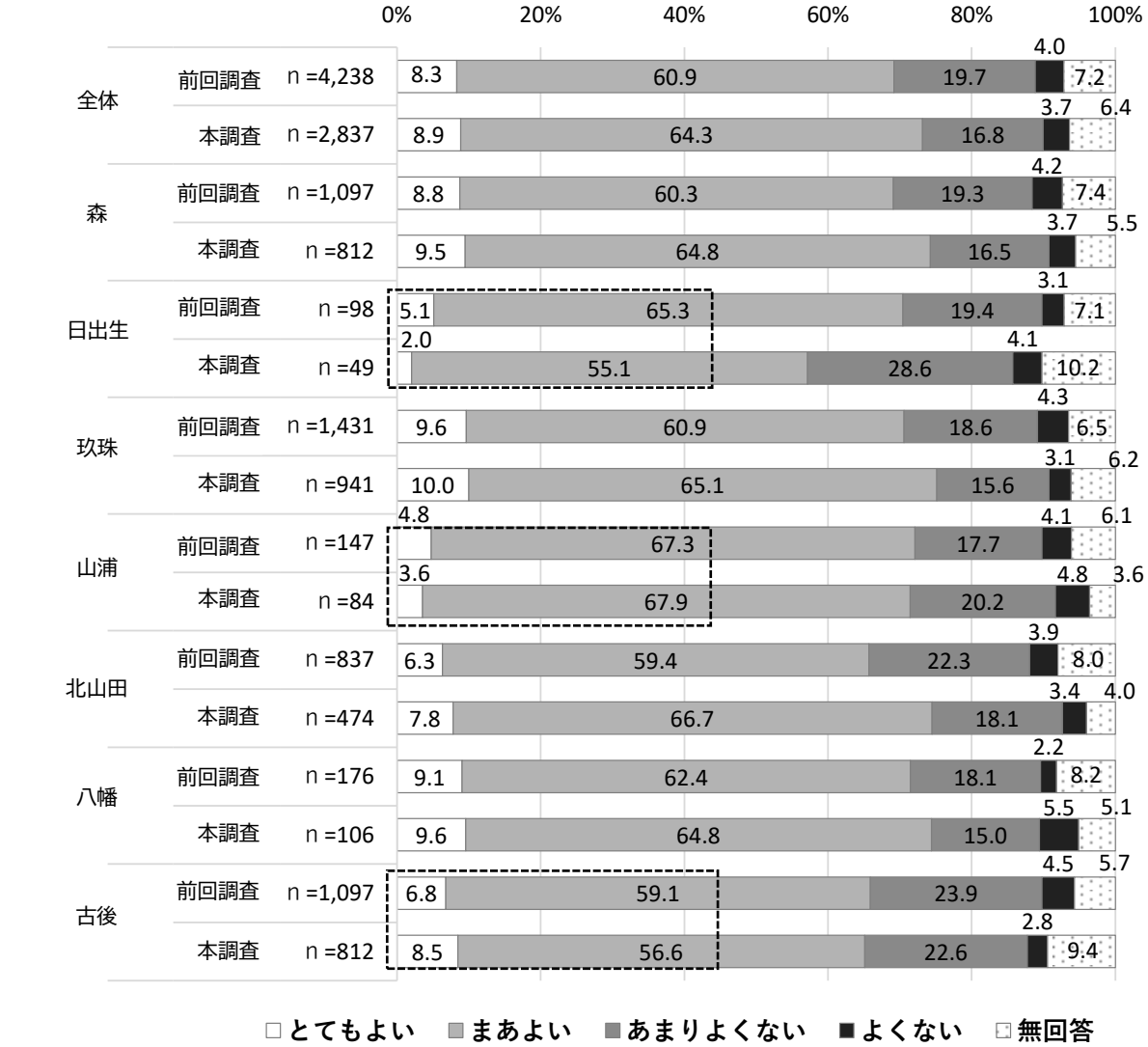

また、幸福度の設問では、平均点が前回調査結果よりも0.9点の増加となり、幸福度の増加がみられます。一般的には、「趣味」や「生きがい」、「健康状態」の設問において肯定的な回答をされている方が、幸福度の平均点以上となるといわれ、その他にも友人と会う機会なども関連するといわれています。

現在の幸福度

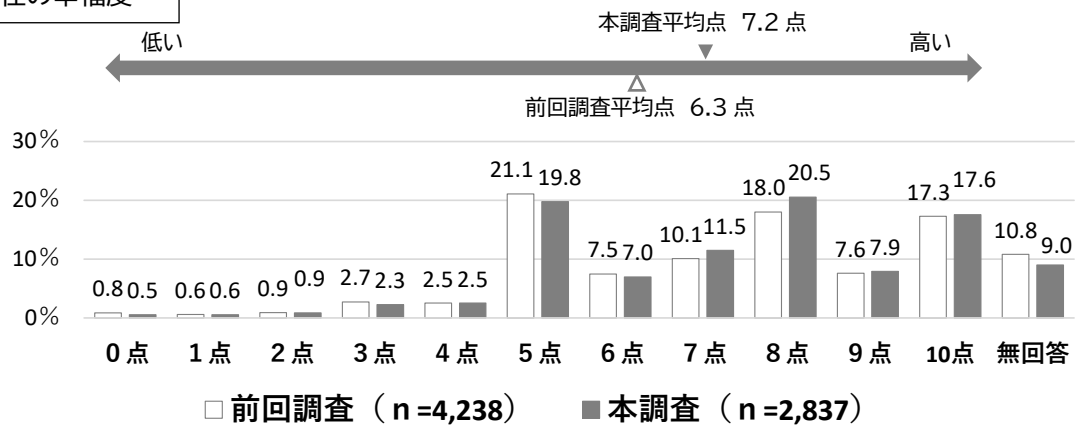

趣味はあるか

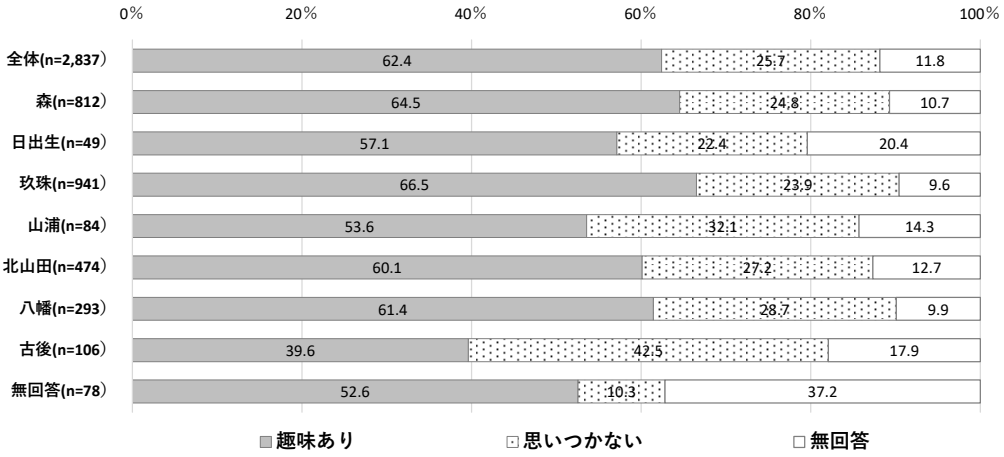

生きがいはあるか

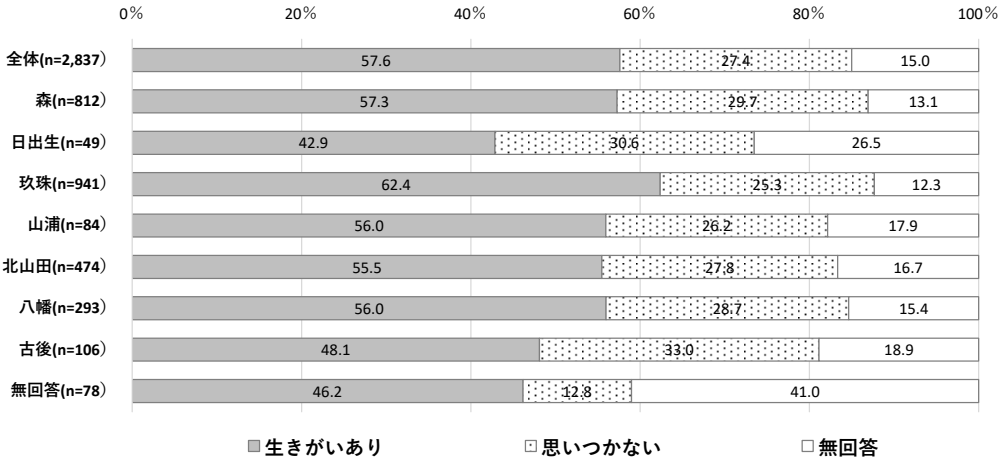

⑤ 社会参加について

各クラブやサークル等への参加の状況は、圏域によっても様々です。

「介護予防のための通いの場」などのように、比較的割合の高い集まりもありますが、圏域別の「日出生」、「山浦」では、どれも低い割合となっています。

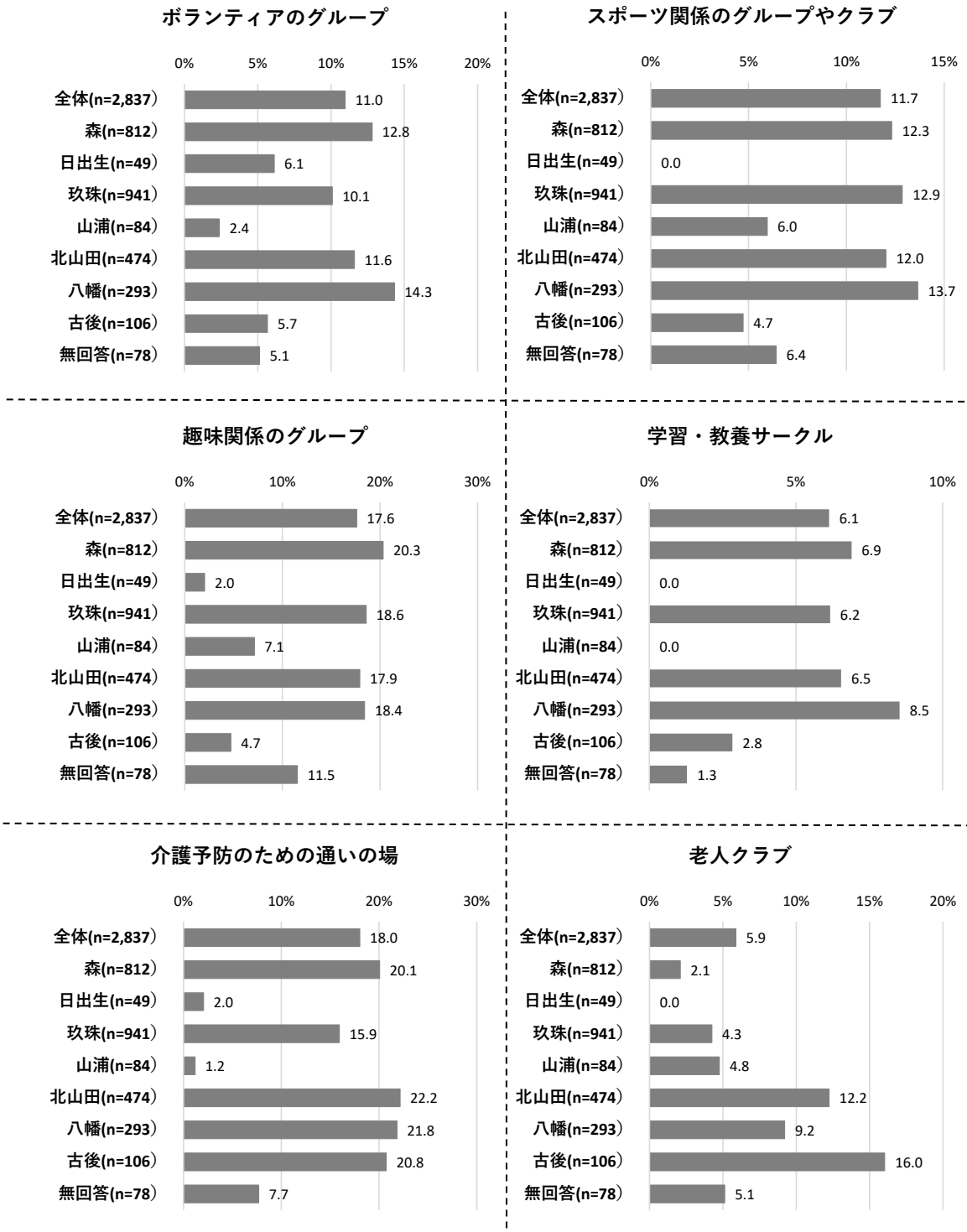

※グラフの数値は、各圏域に対する割合です。

(3)在宅介護実態調査結果の抜粋

① 介護・介助の状況

主な介護者では、「子」が44.1%と最も高く、次に「配偶者」が29.5%となっています。

性別では、「男性」、「女性」のどちらも60代以上で70%以上となり、高い年代の方が介護・介助を行っている状況です。

就労状況では、「働いていない」が39.8%と最も高く、次に「フルタイムで働いている」が30.3%、「パートタイムで働いている」が16.1%の順となっています。

主な介護・介助者

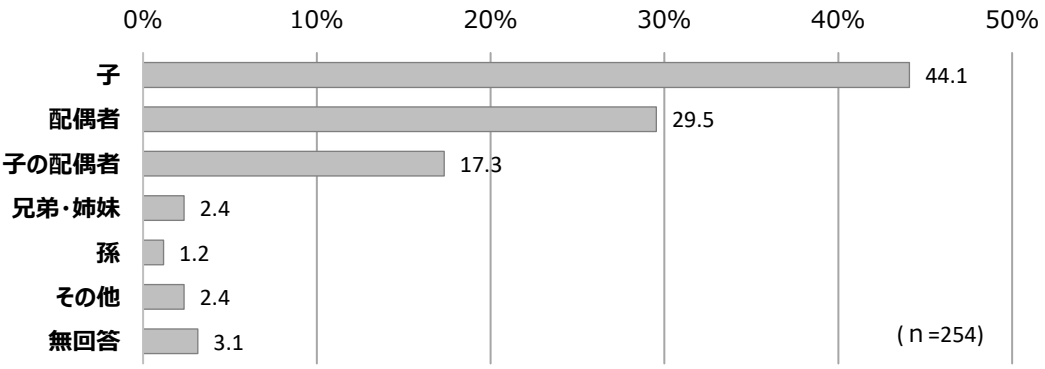

主な介護者の性別・年齢別

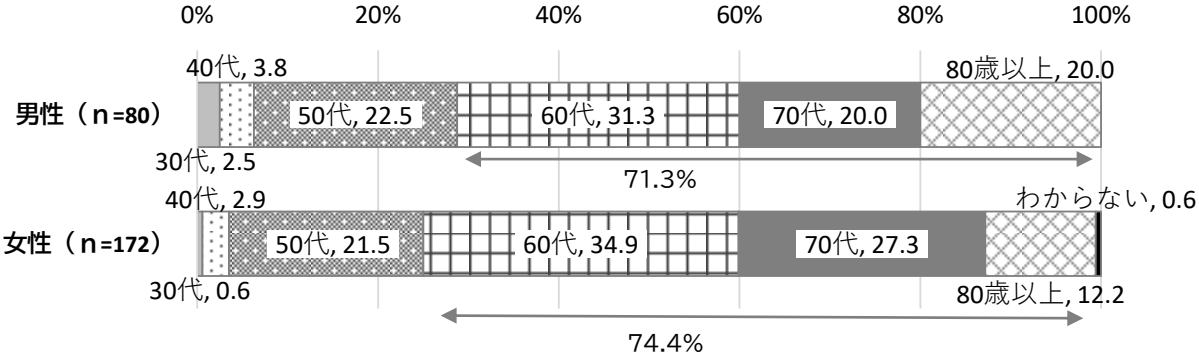

主な介護者の就労状況

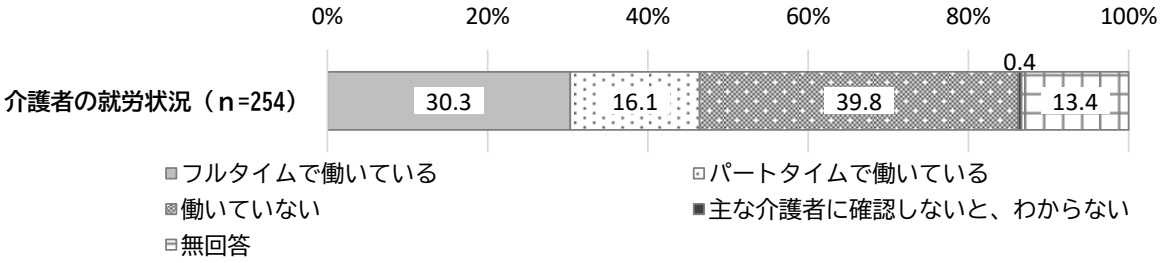

② 介護者が不安に感じる介護について

介護者が不安に感じる介護への回答結果では、「認知症状への対応」が37.4%と最も高く、次に「入浴・洗身」が31.1%、「外出の付き添い、送迎等」が28.0%の順となっています。

今後も在宅生活を継続していくためには、こうした日常生活での介護者の不安を軽減していけるよう、要介護者の状況に合わせた支援を検討していかなければなりません。

主な介護者が不安に感じる介護

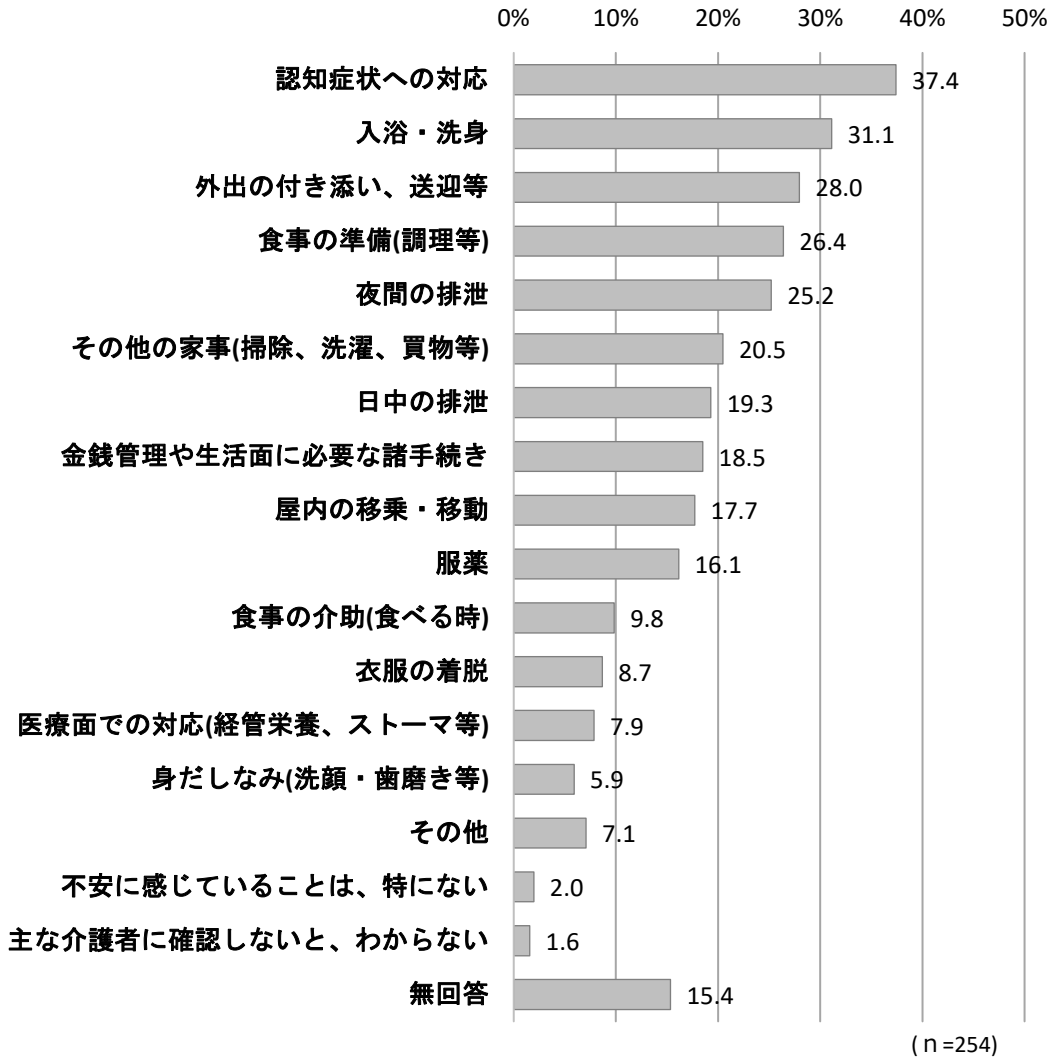

※複数回答です。

③ 家族等による介護について

家族等による介護の頻度は、全体で「ほぼ毎日ある」の割合が42.7%となっています。世帯類型別でみると、高齢者“夫婦のみ世帯”で36.5%、“その他”で67.3%となっています。

また、就労状況別でみると「ほぼ毎日」は、“フルタイムで働いている”で59.7%、“働いていない”で73.3%となっています。

就労している方でも家族等による介護の頻度が高い傾向があるため、介護離職せずに就労継続できるよう、介護保険サービス等の適切な利用を促進するとともに、世帯類型に合わせた支援策が求められています。

世帯類型別・家族等による介護の頻度

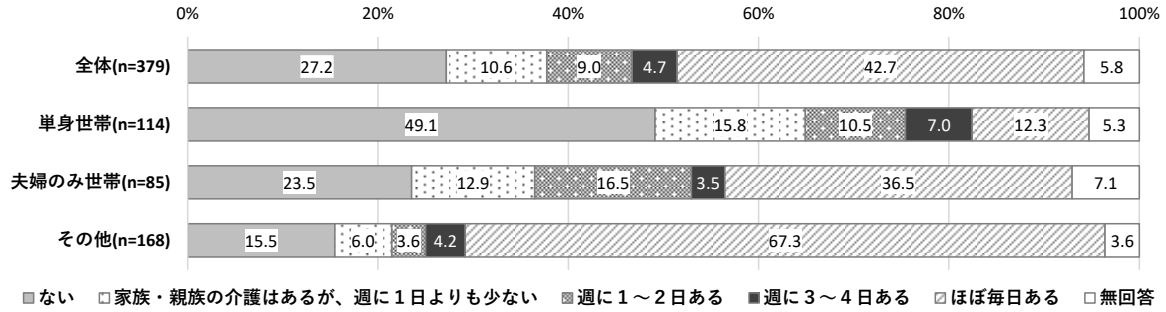

就労状況別・家族等による介護の頻度

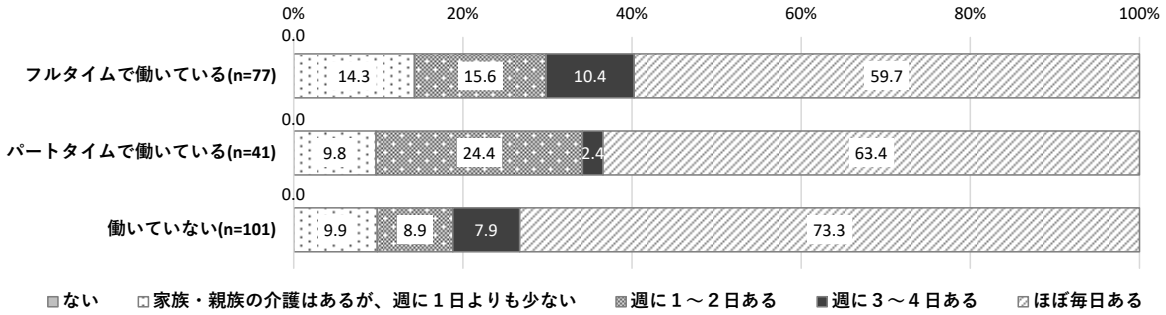

④ 介護保険外の支援・サービスについて

介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況では、「利用していない」が多くを占めていますが、その要因としては、必要としていてもサービス提供がないことも考えられます。また、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしては、「外出同行（通院、買い物など）」、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が上位にあげられています。

今後、在宅生活を維持していくためには、要介護度や世帯類型等を踏まえ、ニーズに応えることのできる支援・サービス提供体制を構築することが求められています。

介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況

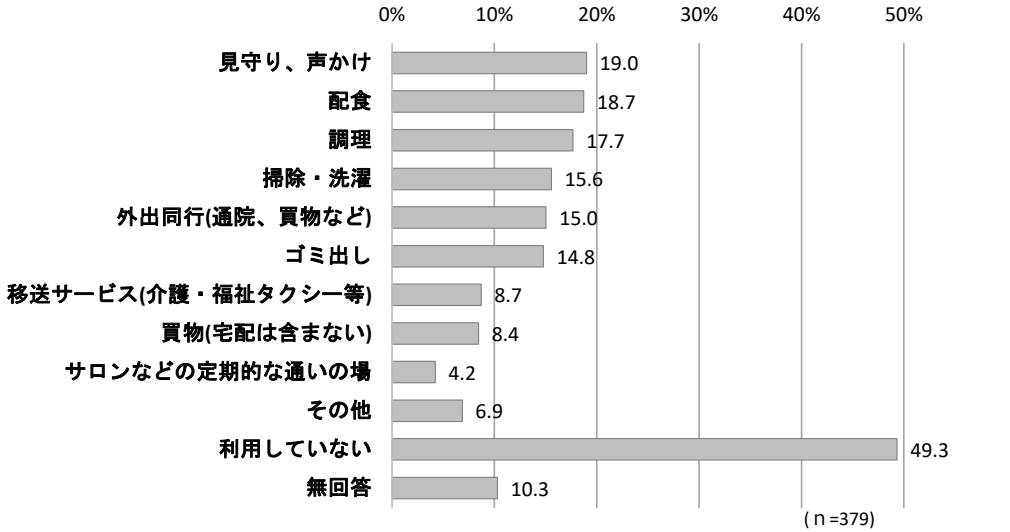

※複数回答です。

今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービス

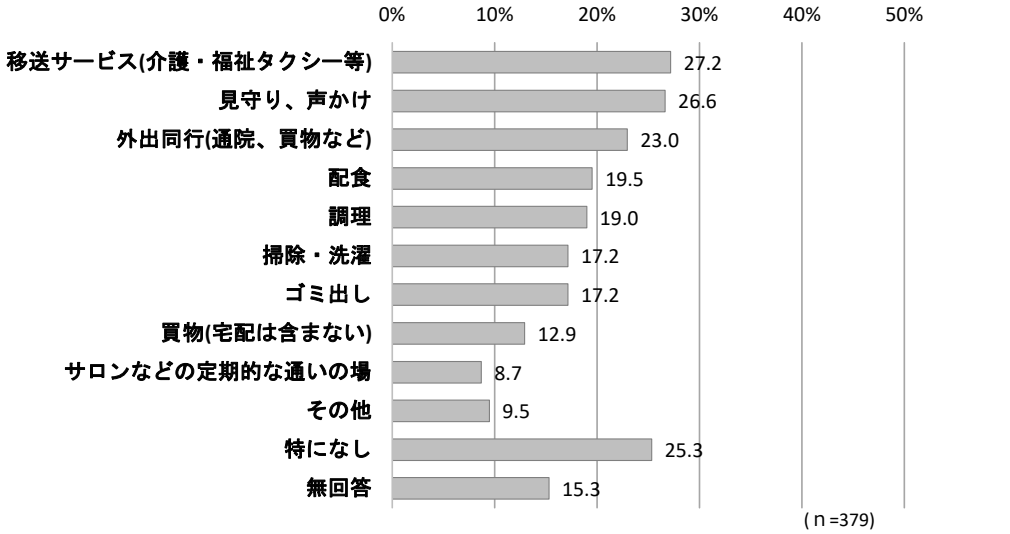

※複数回答です。

第5章 将来における高齢者の姿

1. 令和7年(2025年)・令和22年(2040年)における高齢者人口

玖珠町における本計画期間中及び令和22年(2040年)までの人口推計を行った結果は、次のとおりです。

総人口が減少する中、65歳以上の高齢者人口は令和3年以降わずかに減少傾向を示すことになり、令和22年には4,628人になると推測されます。

さらに、圏域別の高齢者人口の推計では令和22年までに100人程度まで減少すると推測される圏域もあり、圏域ごとにサービスの提供や整備の方針も含め検討して行くことが必要となります。

高齢者人口の推計:住民基本台帳(9 月末現在)をベースにコーホート変化率法にて算出しています。
令和２年は実数、令和3年以降は推計値となります。

▼ 玖珠町(全域) 高齢者人口の推計

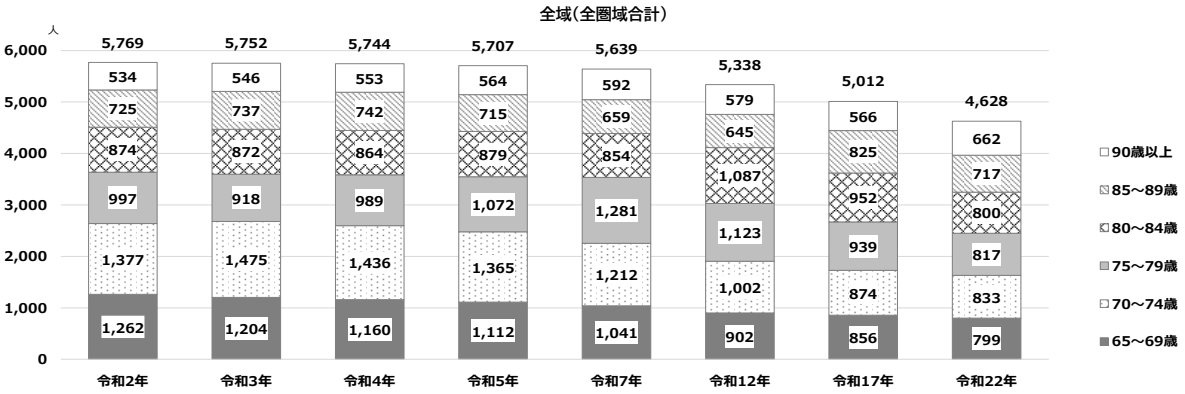

▼ 森圏域 高齢者人口の推計

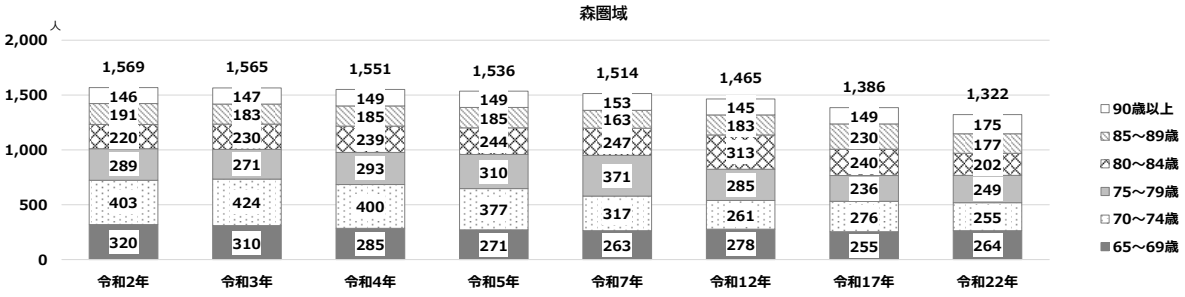

▼ 日出生圏域 高齢者人口の推計

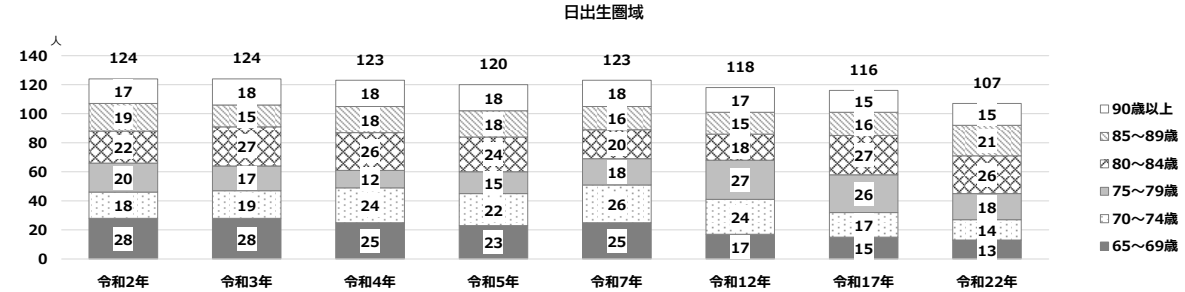

▼ 玖珠圏域　高齢者人口の推計

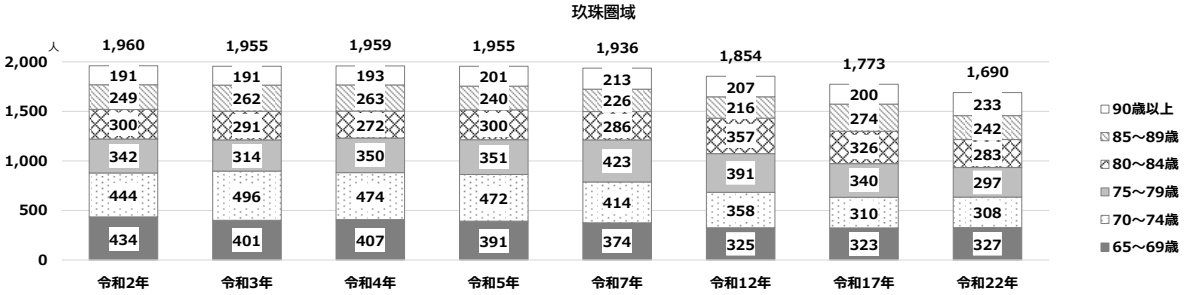

▼ 山浦圏域　高齢者人口の推計

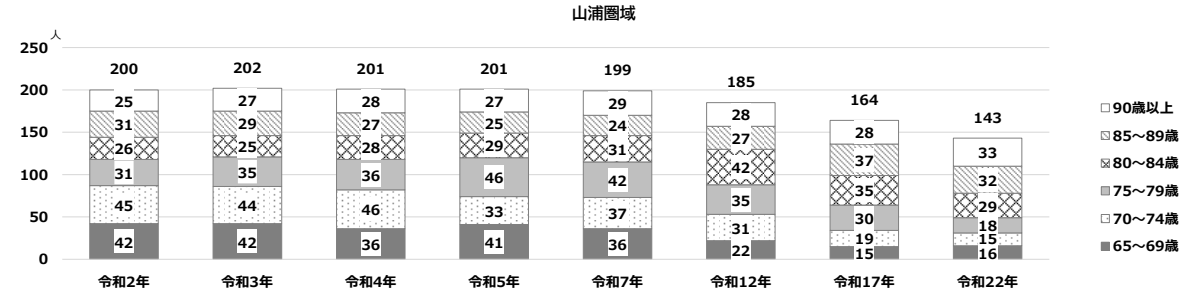

▼ 北山田圏域　高齢者人口の推計

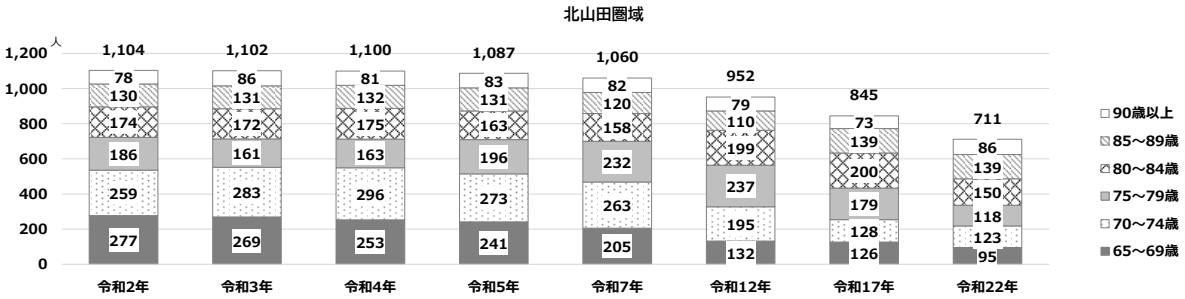

▼ 八幡圏域　高齢者人口の推計

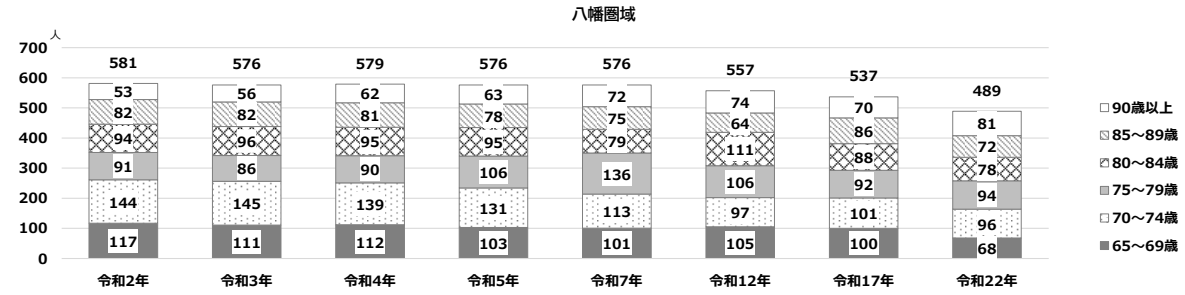

▼ 古後圏域　高齢者人口の推計

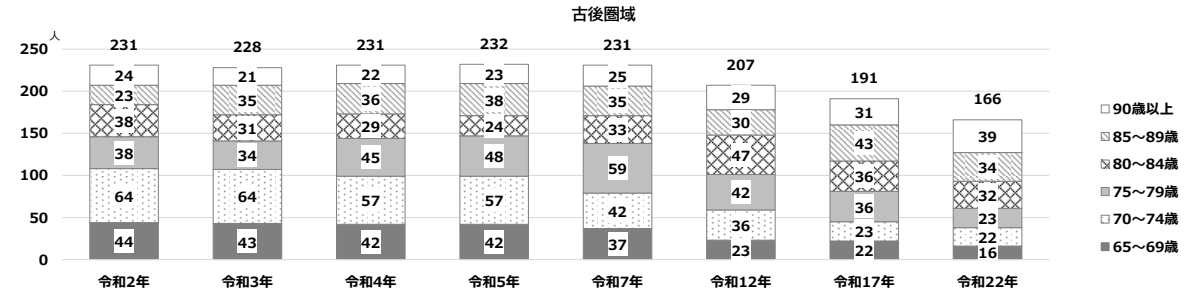

2. 要支援・要介護認定者数の推移

65歳以上の要介護認定者数は、令和17年までわずかながら増加し続けると推計されます。

また、要支援・要介護度別では要介護３及び５でわずかながら増加する推計となっていますが、その他はおおむね横ばいで推移していくと考えられます。

▼ 要支援・要介護認定者数（第1号被保険者数）の推計

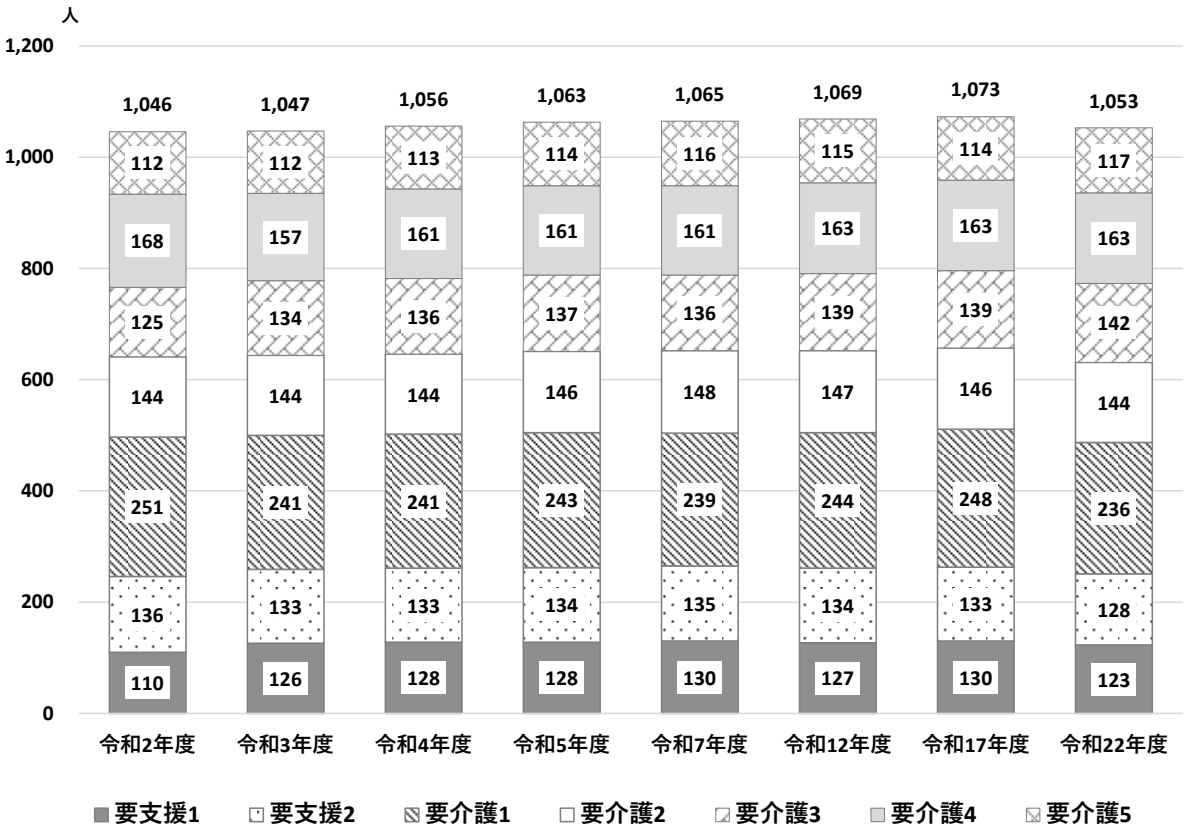

資料：地域包括ケア「見える化」システムより算出。令和2年は実績（9月末）、令和3年以降は推計値

第6章 基本理念

1. 基本理念

全国でも少子高齢化の進行により人口構造が変化する中、社会環境や高齢者自身のライフスタイルの変化によるニーズ等は複雑に変化しています。

さらに今後、団塊世代の後期高齢者への移行（令和7年：2025年）や、団塊ジュニア世代の前期高齢者への移行（令和22年：2040年）が迫ってきています。

このような傾向は玖珠町においても同様であり、高齢者一人ひとりが社会に参加しつつ、元気でいきいきとした生活を継続し、地域において自立した生活を営むことができるよう、支え合える社会づくりを進めていく必要があります。

また、これまで玖珠町が取り組んできた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るだけではなく、健康づくりや介護予防への参加を促し、切れ目のない医療や介護を受けられる環境を整えるとともに、地域が一体となって尊重し合いながら共生できる社会の実現を図ることが必要です。

玖珠町では、第1期計画から一貫して「より高い生活の質をもって、より長く生きられるまちづくりをめざして」を基本理念として、玖珠町の高齢者が住み慣れた地域で、明るく豊かで活力に満ちた生活を営むことができるよう取組を進めてきました。第7期計画期間中においても、いきいきサロンや週1元気アップ体操教室などの『通いの場』の拡充をはじめとする介護予防施策を推進しました。また、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員の積極的な活動により「安心して暮らせる地域づくり」も進めてきました。しかしながら、同時に独居高齢者や認知症高齢者、高齢者のみの世帯に対する生活支援をはじめ、家族だけで介護を続けていくことへの負担の増加、介護職場での人材不足など、多くの課題も浮き彫りになりました。

そのため、本計画では第7期計画で進めてきた取組をさらに充実させていくとともに課題解消をめざし、さらに、地域の状況を踏まえながら、地域全体で支え合い、個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、安心して暮らせる地域づくりを推進していくために、本計画でも第7期計画を踏襲した基本理念とします。

基本理念

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最後まで送ることができるまちづくりをめざして

2. 体系

本計画策定においては、「いつまでも元気で生活していけるしくみづくり」、「高齢者が自分らしく生活できるしくみづくり」、「安心して生活できる地域づくり」、の3つに視点を置き、総合的・包括的な計画づくりを行います。

基本理念	視点	施策分野	施策の展開
人生の最後まで送ることができるまちづくりをめざして 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを	Ⅰ いつまでも元気で生活していけるしくみづくり	Ⅰ－1 健康づくりの推進	1．健康づくりの推進
			2．健康づくり推進体制の確立（早期発見、早期治療）
		Ⅰ－2 介護予防の推進	1．地域支援事業の展開
			2．多様な予防的事業
			3．認知症の予防
			4．閉じこもり解消
	Ⅱ 高齢者が自分らしく生活できるしくみづくり	Ⅱ－1 地域での支え合い	1．地域とつながる（コミュニティ・まちづくり）
		Ⅱ－2 地域の安心・安全	1．安心して生活できる地域づくり
			2．災害時にも安心できる
		Ⅱ－3 生きがいづくり・仲間づくり	1．役割がある
			2．趣味・学習の場がある
			3．交流の場がある・仲間がいる
			4．活動・生産の場がある
	Ⅲ 安心して生活できる地域づくり	Ⅲ－1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて	1．地域包括支援センターの機能強化
			2．医療・介護の連携推進
			3．地域共生社会に向けた取組の推進
			4．地域ケア会議の推進
		Ⅲ－2 認知症施策の充実	1．認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
			2．早期発見・早期対応と認知症ケアパスの推進
			3．認知症地域支援推進員の配置
			4．認知症の人の介護者への支援
			5．認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
		Ⅲ－3 生活支援	1．相談できる
			2．安心して介護サービスを利用できる
			3．介護事業者及び介護者への支援
			4．安心して暮らせる

第7章 保健・福祉・介護サービスの施策の展開

Ⅰ いつまでも元気で生活していけるしくみづくり

高齢者が生涯にわたり心身ともに健康でいられるよう、国は「自立支援・介護予防・重度化防止」の強化を促し、第7期計画からその取組と目標を明確にして取り組むよう求めています。

そのため玖珠町でも生活習慣を改善して健康を保持増進し、生活習慣病等の発病を予防する「1次予防」に重点を置いた取組を推進してきました。

また、健康寿命の延伸に向けて、町、住民、地域活動団体、事業者等との協働のもと施策を推進してきました。

今後も様々な健康づくり施策と介護予防施策を連携させ、一体的に進めることにより効果的な施策を展開します。

Ⅰ－1 健康づくりの推進

1. 健康づくりの推進

(1)生涯を通しての健康づくり

玖珠町では、「童話の里“くす”健康21計画(健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)～健やかに自分らしく生きる～」を策定し、強化すべき施策をまとめ、すべてのライフステージにおける重点健康目標を設定し、各施策の取組を進めています。高齢者においても運動や食生活、歯科保健等の目標を設定し、取組を進めています。

【方針】

住民一人ひとりが自分にあった生き方を選択し、健康寿命の延伸とQOL(生活の質)の向上をめざし、住民と地域、行政が一体となって「健康なまちづくり」を展開していきます。

(2)健康づくり住民組織育成への支援

健康づくりは、個人が主体的に取り組むことが不可欠です。様々な住民ニーズをくみ取り、住民の気持ちを動かし、住民の力を中心に地域の課題を解決していけるよう、愛育健康づくり推進協議会等の住民組織育成支援を行います。

【方針】

運動しやすい環境整備、雰囲気づくり等体制整備も実施し、住民組織育成支援を図っていきます。

2. 健康づくり推進体制の確立（早期発見、早期治療）

(1)健康増進事業の推進

① 健康教育

生活習慣病の予防と健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るため、健康教室や健康講座を実施します。

【方針】

「童話の里“くす”健康21計画」における取組を推進し、「自らの健康は自ら守る」という住民の意識を高めるため、自主グループ活動の育成を支援します。

② 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭での健康管理に役立てられるよう健康相談を実施します。

【方針】

各自治区での栄養教室や健康教育等、他の事業と併用し、あらゆる機会を活用して健康相談を行い生活習慣の改善や見直しにつなげます。

③ 訪問指導

療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族に対して、保健師等が訪問し、健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。

【方針】

生活状況などにより、専門的な支援が必要となるケースについては、庁内での検討会や関係機関との連携による、より良い対処方法を検討します。

④ 特定健康診査・がん検診及び特定保健指導

特定健康診査の結果をもとに、保健師や医療機関の連携による保健指導を行うことで、自らの健康状態を自覚し、生活習慣を振り返った具体的な栄養・運動等の生活習慣の改善目標を立て、その行動目標について継続的な取組を維持することができるよう支援します。

【方針】

早期発見、早期治療のためには、特定健康診査やがん検診、特定保健指導の利用が不可欠です。より多くの方々が受診できるよう、啓発に努めるとともに、事業評価を実施し、受診における課題解決を図っていきます。また、事業所や医療機関との連携を図り、予防の強化に努めていきます。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率	%	50	55	60
特定保健指導実施率	%	55	60	60

出典：玖珠町国民健康保険第二期保険事業実施計画（データヘルス計画）第三期特定健康診査等実施計画

⑤ その他の事業

事業名	目的・内容
われら現役大会	高齢になっても役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域でいきいきと生活することを目的として実施します。講演や体験発表等を通して、健康づくりの重要性について学び、実践に生かせるようにします。
健康づくり推進大会	あらゆる世代が健康、介護、子育て、食育等について、様々な体験を通じて学ぶことで、生活や健康について振り返る機会を提供することを目的に実施します。
はつらつ健康教室	各地区コミュニティで、地域の実情や要望に応じて健康講話や運動の実践を行います。
各地区での健康教室 （老人クラブ・いきいきサロン含む）	健康づくり推進委員等を通じて自治区ごとに健康教室を開催します。要望に応じて、健康講話・健康相談や栄養教室等を実施し、未実施自治区への声かけを積極的に行います。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
われら現役大会	人	250	250	250
健康づくり推進大会	人	200	220	240
はつらつ健康教室	人	1,200	1,200	1,200
各地区での健康教室	回	30	35	40
	人	360	420	480

		単位（歳）	令和3年度発表	令和4年度発表	令和5年度発表
お達者年齢	男性	（歳）	80.10	80.31	80.52
	女性	（歳）	84.43	84.60	84.77

Ⅰ－2 介護予防の推進

1. 地域支援事業の展開

(1)介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

総合事業では、既存のサービスに加え、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援していますが、高齢者の介護予防や健康づくりのために、地域の健康課題とフレイル予防に関する知識や情報の普及も重要です。そのため、高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防の意識づけができるよう健康教育・健康相談を行います。また、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

さらに、リハビリテーション専門職等を生かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防の機能強化を図ります。

「フレイル」とは加齢に伴う身体機能低下による要介護状態に至る前段階として位置づけられます。

1)介護予防・生活支援サービス

玖珠町では要支援者等に対し、介護予防に効果的な訪問型・通所型サービスを提供しています。

訪問・通所型サービスは、予防相当給付と専門職が短期集中で行うサービス C の2種類を実施しています。利用対象者は、要支援者及び基本チェックリストにて事業対象者と認定された方です。

【方針】

高齢者が要介護状態等に陥ることを予防するとともに、日常生活機能の維持向上や介護予防に効果的な生活習慣を身につけ、地域活動等への積極的な社会参加ができるように支援します。

2） 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防及び日常生活支援を目的として、アセスメント、目標設定とケアプラン作成、担当者会議、事業実施、モニタリング、評価という一連の流れで、対象者の自立支援に向けたケアマネジメントを実施します。

【方針】

介護予防事業と介護予防サービスの管理を一体的に実施し、要介護状態の防止、軽減を図ります。

3)一般介護予防事業

地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、住民主体の活動を充実させながら地域づくりを推進し、要介護状態になっても生きがいや役割を持って生活できるよう地域を構築することにより、介護予防を推進していきます。

その目的を達成するため「介護予防把握事業」、「介護予防普及啓発事業」、「地域介護予防活動支援事業」、「一般介護予防事業評価事業」及び「地域リハビリテーション活動支援事業」の5事業のうち、必要な事業を組み合わせて、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施していきます。

① 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。

【方針】

把握した情報をもとに、地域包括支援センター等と連携し、必要なサービスや教室などにつなぐことで、介護予防を図ります。

② 介護予防普及啓発事業

住民が自ら積極的に通いの場に参加する等、介護予防活動への参加を促進する取組を推進します。広報などでの周知に加え、デジタルツールの活用も検討します。

【方針】

口腔の衛生状態や飲み込むための機能を改善する方法、低栄養を予防する食事内容、運動機能向上のためのプログラム等を学ぶことで、高齢者の心と体の機能の維持・向上を図ります。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防普及啓発講演会	回	2	2	2
介護予防普及啓発教室	回	3	5	7

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防活動の地域展開をめざして、住民主体の通いの場等の活動を支援するほか、介護予防に役立つ多様な地域活動組織の育成などを実施します。

【方針】

地域において介護予防に関する自発的な活動を幅広く開催し、多くの高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に展開されるよう支援します。

※数値目標は62ページ「いきいき元気教室・男性ふれあい広場の継続」に記載しています。

④ 一般介護予防事業評価事業

事業評価については、年度ごとに総合事業の事業評価指標により評価を行います。地域包括支援センター運営協議会においても検討を行い、次年度事業の計画につなげています。

【方針】

介護予防事業ごとの実施回数及び登録者数・参加者実数等の目標値と実績値により、事業の実施状況を評価します。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域ケア会議や住民主体の通いの場の運営に関わっているボランティアを対象に、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等の取組を行っています。

今後もリハビリテーション専門職の関与を促進し、総合的に支援します。

【方針】

地域における介護予防の取組を機能強化するため、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与支援を促進します。

2. 多様な予防的事業

(1)転倒予防・普及啓発

加齢による転倒の経験や転倒への不安が大きくなり、外出回数が減少している状況もあることから、運動機能の維持や転倒・介護予防のための「週1元気アップ体操教室」を身近な公民館等で実施し、積極的に身体機能の維持、増進を図ります。

【方針】

今後も住民主体の「週1元気アップ体操教室」を拡充し、積極的に身体機能の維持、増進を図ります。

※数値目標は、62ページ「いきいきサロン・週1元気アップ体操教室の普及」に記載しています。

(2)住宅改造助成事業

大分県在宅高齢者住宅改造助成事業費補助金を財源の一部とし、在宅高齢者の住宅改造にかかる経費を助成することで転倒などを防ぐとともに、介護者の負担軽減を図っています。

【方針】

今後も介護保険の住宅改修事業と併せて、住み慣れた住居で、できるだけ自立した生活を過ごせるよう、住宅設備の改造にかかる経費の助成を継続します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者住宅改造助成事業	件	1	1	1
	円	200,000	200,000	200,000

(3)はり・きゅう・あんま施術料助成

腰や肩、膝などの痛みから行動が制限されることで運動量が減少し、筋力の低下を招きます。これを予防するために筋力回復を目的とし、はり・きゅう・あんま施術料を助成します。

【方針】

今後も高齢者の健康保持、高齢者福祉の増進を目的に、はり・きゅう・あんま施術料を助成します。

3. 認知症の予防

(1)認知症予防の啓発

認知症予防のためには、脳血管性認知症の原因となる動脈硬化や脳卒中を予防することや、閉じこもりを防止するなど「健康」や「環境」など様々な観点からの取組が必要です。認知症についての正しい知識を身につけ、早期から予防に取り組むことができるよう、啓発・広報活動を行います。

【方針】

広報やホームページに加え、様々な機会を活用して認知症の理解と予防等の普及啓発を図ります。

(2)認知症予防教室

認知症予防への意識を高めてもらうため、専門医等を招き講演会を行います。また、老人福祉センターや自治会館等において、認知症予防ワンポイント講座を開催します。

【方針】

住民の認知症予防への関心を高めるためにも、引き続き実施し、開催場所や日時等に工夫して参加者の増員を図ります。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症予防ワンポイント講座	回	12	12	12
	人	96	108	120

4. 閉じこもり解消

閉じこもりは、運動不足による筋力低下となり、転倒骨折、老衰、関節症の悪化や生活習慣病につながります。また、人との交流がなくなることで認知症のリスクも高くなります。そのため、移動の支援や文化活動等の交流活動の多様化を図りながら、高齢者の地域社会活動の促進に努めます。

(1)外出支援サービスの充実

社会参加や人との交流を促し、体力の低下や認知症予防につなげるため、バス、タクシーを利用する際の料金の一部を助成することで、高齢者の外出を促進します。

【方針】

高齢者の外出機会の拡大と社会参加及び健康増進を図れるよう、バス・タクシー券の支給(利用条件を満たす高齢者に限る)を継続して行っていきます。また、サービス内容の検証も行い、必要に応じて見直します。

	指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外出支援サービス (バス・タクシー券)	交付率(%)	65	67	70
	利用率(%)	60	62	65

(2)ふれあい福祉バスの充実

高齢者など移動に制約のある方の移動手段の確保や公益施設のアクセス性の向上を図ることを目的に、ふれあい福祉バスを運行します。

【方針】

玖珠町ではふれあい福祉バスを運行し、高齢者の外出支援に努めていますが、今後さらに利用しやすいバスとなるよう、利用者の声を反映させ、利便性の向上を図ります。

Ⅱ 高齢者が自分らしく生活できるしくみづくり

Ⅱ－1 地域での支え合い

1. 地域とつながる(コミュニティ・まちづくり)

自主的な地域自治活動(コミュニティ)による住民主体型のまちづくりにおいて、これまで地域の連携やつながりを築いてきた高齢者の方々の活動は、重要な役割を担います。

(1)地域自治活動(コミュニティ)の推進

① 自主防犯パトロール活動

現在、森地区、玖珠地区、北山田地区、八幡地区の全地区においてパトロール活動を実施し、地域の安全確保について地域住民が積極的に関わることで、地域のつながりの強化と活性化に貢献しています。

【方針】

今後も地域の安全を維持するためにも、地域でのパトロール活動を支援します。

■ 活動内容

事業名	内容
子ども見守り活動	コミュニティ組織による月2～4回の登下校時の見守りを実施するほか、登下校時は数名の人が街頭指導を実施しています。
青少年の非行防止活動	青少年健全育成協議会等によるイベント時の夜間パトロールや夜間定例パトロールを実施しています。

② いきいきサロン、はつらつ健康教室の開催支援

いきいきサロンやはつらつ健康教室の開催を支援し、円滑な運営及び地域住民の積極的な参加のための支援を行います。

【方針】

長年にわたり活動してきたサロンの高齢化が進み、休止に向かうところもあります。活動支援ができるボランティアの育成を行い、サロン継続の支援を行います。

※数値目標は、62ページ「いきいきサロン・週1元気アップ体操教室の普及」に記載しています。

(2)運営組織との協働

現在、森地区、玖珠地区、北山田地区、八幡地区の各地区コミュニティを組織化しており、それぞれの地域特性に応じた地域自治(コミュニティ)活動を支援し、住民の地域の支え合い活動の積極的な参画を進めています。

【方針】

高齢者が積極的に活動へ参加し、多世代交流を深めながら地域自治(コミュニティ)活動に関わっていけるよう支援します。

地区名	組織名
森地区	森地区コミュニティ運営協議会
玖珠地区	玖珠地区コミュニティ運営協議会
北山田地区	北山田地区コミュニティ運営協議会
八幡地区	八幡地区コミュニティ協議会

Ⅱ－2 地域の安心・安全

1. 安心して生活できる地域づくり

過疎化、少子化が進む中、高齢者が地域で安心・安全に暮らせるためには、介護体制、災害時要援護者対策だけでなく、犯罪等に対する備えも重要です。そのため、社会問題となっている高齢者を狙った特殊詐欺や悪質な訪問販売、また、無施錠が原因の空き巣など多様化する犯罪の被害を未然に防止するため、情報提供や地域ぐるみで防犯体制の強化を推進していく必要があります。

さらに、高齢者の虐待防止対策のための人権教育・啓発等についても実施していきます。

(1)防犯意識の向上及び消費者保護

防犯に関する講習会の開催や街頭指導などを実施し、住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、高齢者などを狙う悪質商法や特殊詐欺等の犯罪被害を防ぎ、啓発や相談活動の充実を図るために、消費生活相談員による相談業務を実施しています。

【方針】

今後は、関係団体や関係機関との連携による安心・安全の地域体制を推進し、トラブルを未然に防ぐための啓発活動の充実に努めます。

（2）人権教育・啓発の充実

高齢者が地域で尊厳を持って生活できる環境をつくり、高齢者の人権に対する理解を深めるため、広く住民の教育・啓発に努めます。

また、高齢者の虐待等が疑われる場合は、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者の安全を図っています。

【方針】

今後も人権教育の一環として、「高齢者の尊厳の保持」を妨げる高齢者虐待の防止や権利擁護など、高齢者の人権に対する理解と教育を広く住民に啓発します。

2. 災害時にも安心できる

（1）災害時における高齢者の避難体制の確立

災害時における高齢者の避難体制を確立するために、防災訓練の実施及び啓発活動を充実させていきます。

また、災害時要援護者の避難体制については、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考に、関係機関との協働が可能となるよう、情報共有を推進していきます。

【方針】

今後は、日頃からの声かけ等により、地域力（共助・互助）を高められるよう努め、円滑に避難できるよう体制づくりを進めます。

(2)福祉避難所の指定

現在、町内7か所の福祉避難所があり、災害時には必要に応じて開設できる体制を整えています。福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、平常時は介護保険施設に入所するには至らない程度の在宅の要援護者を対象とします。

災害時要援護者の情報をもとに、対象者数や現況を把握し、必要に応じて福祉避難所の開設を行います。

【方針】

今後は、災害発生を想定した訓練の実施や、連絡網の確立に取り組みます。また、大分県が示す「災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」等を基本とした感染症対策にも取り組みます。

(3)災害時等地域で支え合う環境整備

日頃からの災害に対する備えや災害発生時に自発的な災害活動が行えるよう、自治区、防災士会、災害ボランティア、4地区(森・玖珠・北山田・八幡)防災士会連絡協議会等と連携して、災害時の対応についての情報を共有する等、地域で支え合う環境を整備します。

【方針】

災害時に援護の必要な方からの申し出により、情報提供を行うことの了解を得た災害時避難行動要支援者名簿等を活用し、平時からの声かけ・確認を継続してもらい、地域力(共助・互助)の大切さを多くの人に理解してもらいます。

(4)防災意識の高揚

町の広報やホームページなどを通じ、防災対策及び災害時における避難場所等の周知を行い、防災対策及び防災意識の高揚を図ります。

【方針】

土砂災害や洪水の危険箇所を明示した防災マップを全戸に配布するなど、日頃から防災への関心を高める取組を推進します。

Ⅱ－3 生きがいづくり・仲間づくり

1. 役割がある

明るく活力に満ちた高齢社会を確立するためには、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かして、積極的な役割を果たしていくような社会づくりが重要です。しかし、人口減少、高齢化によって、地域社会にも様々な課題が生じてきています。こうした課題に対して、地域社会が解決していくための支援や、地域社会がボランティアやNPO法人などの公共的な活動の担い手と連携し、協働による地域づくりをすることへの支援も必要です。

今後も、高齢者が就労や様々な社会活動へ参加すると同時に、介護の担い手としても活躍していくことが期待されます。玖珠町においても、高齢者の多様性・自発性を十分に尊重しながら、老人クラブや様々な自主的な団体による活動の立ち上げと、展開・継続に各種支援を行うよう努めていきます。

(1)ボランティアの育成・支援

① 既存のボランティア活動

玖珠町では現在、高齢者福祉、障がい者福祉、まちづくり、環境保全、子どもの育成などの分野で、多くのボランティア団体やNPO法人が活動しています。

【方針】

今後も、これらの団体の活動を積極的に支援していきます。地域で活動する NPO 法人やボランティア、自治会、民生委員など、多様な関係団体や関係者と協力していくことが必要であるため、ネットワーク構築に取り組んでいきます。

育成・支援対象	内容
各種組織	老人クラブ等の活動を支援します。
各種ボランティア団体	各種ボランティア活動を支援します。
地域見守り支援	地域見守りネットワークを構築します。 （声かけ・見守り・虐待防止）
	高齢者も参加するネットワーク活動を展開します。

② 幼児・学校教育の場での活動

学校、幼稚園等の各種事業・行事などに高齢者が参加することで、子どもからお年寄りまでいろいろな世代の人が交流できる機会となります。お互いの学び合いから、健やかで豊かな地域づくりにつなげ、高齢者の経験と知識を生かした世代間交流の場を促進します。

【方針】

今後も地域コミュニティとも連携しながら、オープンスクール事業の実施を支援し、子どもと高齢者の学び合いの場の充実や拡大を図り、参加しやすい体制づくりに取り組みます。

③ 次世代育成支援事業の場での活動

子どもの成長と子育てを地域社会全体で支えていくため、地域子ども教室（子どもの居場所づくり事業）を行っています。子どもの居場所づくりに地域ボランティアとして活動を行い、高齢者の持つ知識・技術等を生かすしくみをつくり、活動や世代間の交流の場を広げます。

事業名	内容
子どもの居場所づくり事業	地域における子どもの居場所づくりに参画します。
食育推進事業（子ども料理教室）	子ども料理教室などを通して、食育推進事業に参画します。
わらべサークル協議会の事業	新春子どもまつり・わらべサークルフェスティバル等、 子どもを対象とした事業に参画します。

④ 新規ボランティアの創設・育成

既に活躍している「給食ボランティア」、「週1元気アップ体操教室ボランティア」、「オレンジカフェボランティア」などに加え、多方面で活躍できるボランティアの育成と活躍できるしくみづくりを行います。

【方針】

ボランティア等の人材を育成するための研修を継続して実施し、活躍できるしくみを構築します。

2. 趣味・学習の場がある

高齢者にとっては活躍の場があることが重要であると同時に、趣味などに意欲を持って取り組んでいくことも大切です。このため、玖珠町では、趣味、学習、スポーツなどに取り組む機会を広げ、支援を行っていくことに努めます。

(1)高齢者の各種講座の拡充

社会教育関連機関と連携して、高齢者を含む住民を対象とした生涯学習に関する情報を提供しています。現在、玖珠町では、森大学、福寿学級、寿大学、八幡大学で高齢者向けの学習の場を提供しています。

【方針】

今後も各講座を通じて、生きがいづくり・仲間づくりができるよう拡充に努めていきます。

(2)スポーツ・文化活動への参加促進

高齢者がそれぞれの生活スタイルに合わせたスポーツや文化活動に取り組める環境づくりは、身体的、精神的な健康を保ち、いきいきとした生活を続けるために欠かせないものです。そのため、各種スポーツ大会や文化イベント等において、高齢者が参加しやすい内容を検討し、参加の促進を図ります。

【方針】

学習活動やスポーツに積極的に取り組むことができるよう、多種多様なニーズを把握して情報提供や参加しやすい事業を行っていきます。

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ねんりんピック	参加者数	人	60	65	70

3. 交流の場がある・仲間がいる

(1)いきいきサロン・週1元気アップ体操教室の普及

日頃からの外出の機会をつくるためには、歩いていくことのできる身近な場所での通いの場づくりなど、高齢者の外出を促すしくみづくりが必要です。そのため、住民主体によるいきいきサロン・週1元気アップ体操教室の普及を推進しています。

【方針】

今後も閉じこもり防止等、介護予防を目的に地域のボランティアへの支援を行い、住民主体によるいきいきサロン・週1元気アップ体操教室の普及を推進し、各地区での取組の支援を行います。

また、高齢者のみの活動にとらわれず、年に1回程度、多世代で交流できる場の開催も検討していきます。

		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいきサロン	サロン数	か所	82	84	85
	人数	人	1,230	1,260	1,275
週１元気アップ体操教室	教室数	か所	50	53	56

(2)いきいき元気教室・男性ふれあい広場の継続

利用者が気軽に無理なく参加できる元気アップ体操、脳活性化のための作品づくり等を通じて、閉じこもりの防止と介護予防に努めています。閉じこもりがちな男性の交流の場として、男性ふれあい広場を継続して開催します。

【方針】

今後も要介護状態となることを予防できるよう、教室の運営方法等を見直し、より効果的な事業にしていきます。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいき元気教室	回	83	83	83
男性ふれあい広場	人	130	144	156

(3)老人クラブの活性化

活動内容を充実させ、若年層(前期高齢者)の会員拡大を支援します。

おおむね60歳以上の高齢者を対象に、地域における仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行うとともに、 その知識や経験を生かして地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組むことにより、明るい長寿社会づくりや保健福祉の向上に努めることを目的とする団体です。

【方針】

個人の健康づくりや生きがいづくりとともにクラブ会員相互の親睦を図りながら、地域の声かけや安心ネットワーク体制づくりの担い手として活動の拡大を図ります。

老人クラブ数・会員数とも減少傾向にありますが、未加入高齢者に対する周知啓発を図るとともに、連合会が行う加入促進運動への支援を図ります。

4. 活動・生産の場がある

(1)各種ボランティア活動への参加

高齢者が、地域に不足しているサービスの担い手として活躍できるしくみづくりをしていきます。シルバー人材センターと役割を分担しながら、短時間で解決できる生活の困りごとに対応できるボランティアの育成を行います。

【方針】

4地区に配置した生活支援コーディネーターを中心に、各種ボランティアの組織化・しくみづくりを推進します。

(2)シルバー人材センターの活用

高齢者が生きがいを持って元気に暮らすためには、その知識や経験、技能を生かして就業することが有効です。まだまだ働く意欲のある高齢者に、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な仕事を提供します。

【方針】

働く意欲と能力がある高齢者の積極的な社会参加による、生きがいづくりの充実を図ります。

（3）農業と福祉の連携

農産物を加工することにより、付加価値を高めることが可能となるだけでなく、鮮度の保持や短期間の出荷に伴う過度な労働を避けることができます。

また、6次産業化や農商工連携は、高齢者ならではの昔ながらの味付けや加工方法等が生かされる場でもあります。

農業と福祉の連携を行い、高齢者が農産物の加工等に従事できる環境を整備し、生涯現役で働くことのできる場所づくり、サロン農園づくり等を支援します。

【方針】

高齢者の働く意欲の向上と収入の安定化をめざし、農水産物直売所など複合施設の利用促進に向けた積極的な情報発信を行うなど、農業を通じた生きがいづくりを支援します。

Ⅲ 安心して生活できる地域づくり

Ⅲ－1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

1. 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、高齢者等が要支援状態等となった場合、あるいはその予防を図り、可能な限り住み慣れた地域において自立した生活を送ることができるよう支援するため、専門職種を配置しています。また、これらの専門職員の連携により、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行っています。こうした多様化し増え続ける業務に対応しながら、中核機関として体制の強化を図ってきました。

今後も、高齢化の進展に伴い様々な対応が必要となる中、これまで以上に中核機関としての役割が期待されることから、包括的支援事業の実施運営方針に基づき地域包括支援センターを運営し、機能強化を図っていきます。

(1)地域包括支援センター事業の充実

地域包括支援センターにおいて必要なサービスが提供される体制の確保や、役割に応じた人員体制を整えます。

また、委託方針を具体的に示して、町との役割分担や業務内容を明確にし、連携の強化に努めます。

さらに、地域包括ケアシステムにおける中核機関として位置づけられている、地域包括支援センターの機能を維持・強化するため、地域包括支援センター運営協議会等による評価、PDCAサイクルの実施等、継続的な評価・点検にも取り組みます。

【方針】

適切な人員配置の確保に努めるとともに、センターの運営や活動に対する点検や評価を適切に行い、効果的なセンター運営が安定的・継続的に行われるよう、体制整備を推進します。

(2)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者が互いに連携し、高齢者の心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況、その他の状況に関する定期的な協議を行うなど、包括的・継続的な支援を行います。

【方針】

高齢者が地域における様々な社会資源を活用し(包括的)、途切れることなく(継続的)、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援します。

2. 医療・介護の連携推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、退院時の支援や日常の療養支援、病状の急変時の対応等、医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な医療と介護を一体的に提供するための必要な支援を行うことが求められています。

このため、関係団体が連携し、多職種協働により切れ目なく医療・介護サービスを提供できる体制づくりをするため、県の指導のもとに、玖珠郡医師会等と緊密に連携し、推進に取り組んでいきます。

感染症や災害・緊急時に必要な患者情報を得る必要性が高まる中、人と人の接触を最小限にしながら、多職種連携のしくみが可能となるICTシステムの活用を推進していきます。

【方針】

ICTシステムを活用し、認知症や不慮の事故等でも本人の意思確認ができるように、人生の最終段階における意思決定や多職種で行うACP(人生会議)等の情報記録もシステムで確認できるように、関係機関への協力体制整備と住民啓発を併せて推進します。

入退院時情報提供票取り扱いマニュアルを活用し、医療と介護の提供体制の構築や地域の医療従事者及び介護従事者等との情報共有を図ります。

「ACP＝アドバンス・ケア・プランニング」とは
人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスを意味しています。

3. 地域共生社会に向けた取組の推進

町は、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するために環境を整備したり、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じたりと、関係機関と連絡調整を行うなどの包括的な支援体制づくりに努めることとされています。

その中核的な機能を担う、地域包括ケアシステムを効果的に運用していくために、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」をマネジメントしていく必要があります。

そのため、地域における生活支援等のサービスの提供体制構築に向けて、「生活支援コーディネーター」を継続配置し、担い手の育成、活動の支援・充実を図ります。

【方針】

引き続き、生活支援コーディネーターを中心に高齢者が安心して住みやすいまちづくりをめざし、地域の住民組織や関係団体等と連携して、支え合い活動の推進や生活支援の充実を図ります。また、地域でボランティアとして活動する方の養成・支援を行うほか、高齢者のこれまでの経験を地域で生かせるような環境づくりに取り組みます。

町全体を担当する第1層生活支援コーディネーター、エリアごとに担当する第2層生活支援コーディネーターをそれぞれ設置します。第1層生活支援コーディネーターは町全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する役割を担い、第2層生活支援コーディネーターは、日常生活圏域等において生活支援サービスの立ち上げ支援、団体間の連携協働を促進する役割を担い活動します。

4. 地域ケア会議の推進

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域資源の検討やネットワークの構築を図り、高齢者の要介護状態の重度化防止や自立支援をめざします。

地域に関わる多職種が協働することにより、「個別課題解決機能」、「地域包括支援ネットワーク構築機能」、「地域課題発見機能」、「地域づくり・資源開発機能」、「政策形成機能」の5つの機能を持った、実効性のある「地域ケア会議」を開催していきます。

【方針】

個別事例検討や地域課題の検討を通し、課題の共有と必要な事業の施策化を図ります。また、この会議を通じて、地域包括ケアシステムネットワーク構築のための連携強化を図ります。

Ⅲ－2　認知症施策の充実

1. 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症への地域の理解を深めるため、講演会等の開催や、認知症サポーターの養成及び活用による地域支援体制の構築を行います。

【方針】

地域の集いの場や、小・中学校及び職域等で、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識の普及を行います。また、ボランティアとして認知症高齢者等と関わり、活躍することができるようステップアップ講座を開催し、自主的な活動を推進します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター ステップアップ講座	回	2	3	4
オレンジカフェボランティア	人	3	4	6

2. 早期発見・早期対応と認知症ケアパスの推進

認知症の知識の普及と予防の活動を地域で展開し、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（認知症ケアパス）の普及を図ります。

認知症疾患医療センター等の専門医療機関で早期に鑑別診断が行われ、適切な医療・介護サービスが受けられる初期の対応体制を構築するため、「認知症初期集中支援チーム」の充実を図ります。認知症専門医の指導のもと、複数の専門職が連携し認知症が疑われる方やその家族を訪問して観察・評価を行った上で、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

【方針】

認知症の方の早期発見・早期対応のためには、地域の関係機関間の日頃からの有機的な連携が必要です。そのため、地域包括支援センターやかかりつけ医、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等の連携を強化していきます。

3. 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関等をつなぐ連携支援を実施します。

【方針】

認知症地域支援推進員の配置を継続し、認知症の人やその家族に対する相談支援の実施及び支援体制の構築を図ります。

4. 認知症の人と介護者への支援

認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ（オレンジカフェ）や認知症の方が集い、本人同士が主になって語り合う、本人ミーティング等を開催しています。

【方針】

認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及し、本人の意見を把握して、本人の視点を施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。また、介護者の会や認知症カフェを活用した取組を推進し、介護者等の負担軽減を図ります。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ（オレンジカフェ）	回	60	60	60
介護者の会	回	7	7	7
本人ミーティング	回	12	12	12

5. 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の安全確認や行方不明高齢者を地域で早期に発見し、保護するための「SOSネットワーク」を充実させ、ネットワークでの協力体制を強化します。

【方針】

地域における高齢者安心見守りネットワークをより充実させることにより、関係機関が連携して高齢者を支える地域づくりを推進します。

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者安心見守りネットワーク会議	回	2	2	2
認知症声かけ模擬訓練	回	4	4	4

Ⅲ－3　生活支援

1. 相談できる

(1)地域包括支援センターにおける相談窓口

地域包括支援センターでは、総合相談支援事業、権利擁護事業を行っています。高齢者の方々に対するワンストップサービス窓口として、事務所で待つのみでなく、いきいきサロンに出向く等の地域でのアウトリーチも積極的に行い、定期的な連絡会を持つことで、情報の共有、支援連携に努めています。

【方針】

地域福祉担当部署と連携を強化し、互いの持つ専門性を生かした包括的支援網の構築、強化に取り組みます。

(2)民生委員、自治委員(福祉委員)、健康づくり推進委員の役割

各自治区の相談機能を強化するため、自治委員が福祉委員を担っています。また、社会福祉協議会を中心に地域における課題に対して円滑な対応ができるように、関係機関を含めた連携体制のしくみづくりについて、民生委員や自治委員との意見交換を行い、情報共有を図っています。

【方針】

今後も、民生委員や自治委員に加え、健康づくり推進委員の地域での活動により、住民の実態や個々の課題に応じた健康・福祉サービスが得られるよう、関係機関、施設、団体等と連携して、的確に対応できる緊密なネットワークを構築し、相談機能を強化します。

2. 安心して介護サービスを利用できる

(1)介護サービスの質の確保

① 相談・苦情への対応

福祉保健課及び地域包括支援センターに、相談・苦情窓口を設置して対応します。
相談・苦情が生じた際は各関係機関と協働し、誠実な対応に努めます。
また、定期的に学習の機会を確保し、必要な知識と技術を習得するように努め、サービスの質の向上を図ります。

【方針】

介護サービスの質の向上や、利用者の不安・不満又は疑問の解消を図ります。

(2)介護職員の質の確保

令和7年(2025年)を見据えた介護サービスの構築を推進するとともに、そのサービス提供を担う介護人材の確保に向け、国や県と連携し、介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、生産性の向上に取り組んでいます。

【方針】

介護支援専門員や訪問介護員等の介護サービス事業所職員を対象とする介護の実技演習や、認知症介護などの経験に応じた研修への積極的参加を支援します。
また、大分県西部保健所の支援のもと、玖珠郡介護支援専門員連絡協議会と連携を密にして、介護支援専門員の資質とケアプラン作成技術の向上支援のため、研修を継続的に実施していきます。
介護支援専門員の資質の向上や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援を行うため、地域ケア会議を定期的に開催します。
さらに、地域包括支援センターでは、地域の介護支援専門員への支援として、介護サービス計画の質の向上が図られるよう介護サービス計画の検証や、処遇困難な事例について適切な助言や地域情報の提供、関係機関との調整等を行い、積極的な支援に努めます。

(3)有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る県との連携強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住環境の整備が求められる中、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などが増えており、質の確保や適切にサービス基盤を整備することが求められています。

【方針】

県との連携強化を図り、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質の確保と適切なサービス基盤の整備に取り組みます。

3. 介護事業者及び介護者への支援

(1)介護職人材確保

介護事業者等における人材確保は、今後玖珠町が迎える高齢化率の上昇等によるサービス需要に応えるために必要不可欠な取組です。このため、国や県の施策による魅力ある労働環境づくりの情報提供や、町独自の取組を確立していく必要があります。

【方針】

介護事業者に対して、国や県の施策情報を提供して活用を促すとともに、介護職のイメージアップや必要性の周知等を事業者と連携して図っていきます。また、資格取得に伴う経費の助成など、町独自の対策事業の展開にも取り組みます。

(2)介護離職ゼロへ向けた取組

国の掲げる介護離職ゼロへ向けての取組(介護サービスが利用できずに、やむを得ず離職する人をなくすとともに、特養入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者を解消する)に沿い、実情に応じた高齢者本人及びその家族への支援を推進します。

【方針】

施設への入所待ちの方は少なくない状況ですが、それに合わせた施設整備は現実的ではなく、施設入所が必須かどうかの判断も含めたケアマネジメントを適切に行い、ショートステイの活用などにより、可能な限り住み慣れた地域での在宅介護の継続を推進する方向で、地域資源の有効利用を追求します。

(3)介護給付適正化事業の取組

介護給付が適正に行われているかについて、国や県の「介護給付適正化計画」に基づき、給付適正化事業の主要5事業である「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「住宅改修等の点検」、「介護給付費通知」に沿って適正化事業を推進し、介護給付費の適正化に努めます。

事業名称等	概要
① 要介護認定の適正化	適切に認定審査が行われるよう、一次判定への影響が大きい調査項目に重点を置いた認定調査員研修を引き続き実施します。また、審査会における模擬案件の審査等を通じて、合議体・委員間で情報を共有しながら平準化を推進し、審査会の高い質を維持するとともに、認定審査の平準化に引き続き取り組みます。
② ケアプランの点検	「ガイドライン」やケアプラン点検の実施結果等を活用し、ケアプラン作成における留意点等を研修や集団指導等で周知することで、「自立支援・重度化防止」に資するケアプランの作成やケアマネジメントの質の向上を図っていきます。
③ 縦覧点検・医療情報との突合	国保連合会から提供される縦覧点検・医療情報の突合データを活用し、突合結果を事業者に通知するとともに、過誤申請等の必要な手続きを促します。
④ 住宅改修等の点検	住宅改修前の職員による訪問点検を実施します。福祉用具購入に係る点検の実施について検討します。また、住宅改修・ 福祉用具事業者及びケアマネジャー向けの講習会の開催やパンフレットの作成を行い、制度や手続きの理解促進を図ります。
⑤ 介護給付費通知	介護保険サービス利用者に対して利用したサービス事業所、サービスの種類、介護保険給付額及び利用者負担額を通知することにより、利用者が自ら受けているサービスを改めて確認することで、事業所の適正な請求につなげます。

4. 安心して暮らせる

(1)緊急通報装置の貸与

緊急時の連絡手段の確保が困難な人が、急病など緊急な場合にあらかじめ登録した近隣の地域住民、消防署等に通報するための機器を設置しています。

●おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
●ひとり暮らしの身体障がい者等

【方針】

高齢者が、緊急時にいつでも連絡できる緊急通報装置の貸出しを行い、見守りの体制を強化します。また、制度の周知等のための普及啓発も行います。

(2)地域福祉見守り体制の整備

町内の各種団体(ボランティア・老人クラブ・サロン等)による地域活動の充実を推進しています。また、各地区コミュニティでの地域支え合い会議や小地域においての民生委員・自治委員との意見交換会の開催、支え合いマップづくり等を継続支援します。

【方針】

今後も、社会福祉協議会と協働し、さらに高齢者が安心できる地域づくりをめざして、民生委員・自治委員・健康づくり推進委員等と協力し、体制整備に努めます。

(3)権利擁護事業の理解と普及

権利擁護事業は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力の不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことで権利擁護に資することを目的とするものです。

【方針】

国の成年後見制度利用促進計画を踏まえた中核機関の設置を行い、権利擁護事業の理解と普及のため、広報誌等を通じて、住民への周知を図ります。また、民生委員会において事業の説明等を行い、社会福祉協議会や地域包括支援センター等関係機関で連携がとれる体制を整備します。

(4)家族介護(ケア)機能の向上

在宅で介護をしている家族に対して、「介護者の会」、「家族介護用品支給事業(おむつ、尿とりパットの一部助成)」、「家族介護手当」等の事業で支援を行っています。

【方針】

認知症高齢者への支援として、権利擁護、虐待防止、家族支援、徘徊への早期対応等に努め、家族介護(ケア)機能の向上に努めていきます。

(5)災害や感染症対策

新型コロナウイルス感染症など、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者を守ることが重要となっています。施設や地域、通いの場での感染予防対策を徹底できるよう取組を図ります。

【方針】

感染症や食中毒の発生等に関して、施設や地域の集いの場等に迅速に情報提供等を行い、予防の意識啓発を行います。

感染症発生時においては、迅速に適切な対応が図られるよう、保健所や医療機関など関係機関との連携体制を構築します。

※災害対策に関しては、57～58ページに記載しています。

第8章 介護保険事業量の見込み

介護保険事業は、全費用の約半分を国、県、町の公費でまかないます。その残りを第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上64歳未満の医療保険加入者）でまかないます。第2号被保険者負担分については、各自の健康保険料に上乗せされて集めることとなっていますが、第1号被保険者負担分については、保険者（市町村）ごとにかかる割合分（23%から後期高齢者補正調整交付金割合を控除したもの）を負担することになります。

この章では、本計画にかかる給付費を試算するに当たり、実施するサービスの見込みを試算します。

なお、介護保険制度のサービス体系は次のとおりです。

<table>
<tr><th></th><th>都道府県が指定・監督を行うサービス</th><th>市町村が指定・監督を行うサービス</th></tr>
<tr><td rowspan="2">介護給付</td><td>【居宅介護サービス】
●訪問サービス
・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護
・訪問リハビリテーション・
居宅療養管理指導
●通所サービス
・通所介護・通所リハビリテーション
●短期入所サービス
・短期入所生活介護・短期入所療養介護
△特定施設入居者生活介護
●福祉用具貸与
●特定福祉用具購入費
●住宅改修費</td><td rowspan="2">【地域密着型サービス】
●定期巡回・随時対応型訪問介護看護
●夜間対応型訪問介護
●認知症対応型通所介護
●小規模多機能型居宅介護
●看護小規模多機能型居宅介護
●地域密着型通所介護
△認知症対応型共同生活介護
（グループホーム）
△地域密着型特定施設入居者生活介護
□地域密着型介護老人福祉施設
入所者生活介護

【居宅介護支援】
●居宅介護支援</td></tr>
<tr><td>【施設サービス】
□介護老人福祉施設　□介護老人保健施設
□介護療養型医療施設　□介護医療院</td></tr>
<tr><td>予防給付</td><td>【介護予防サービス】
●訪問サービス
・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護
・介護予防訪問リハビリテーション
・介護予防居宅療養管理指導
●通所サービス
・介護予防通所リハビリテーション
●短期入所サービス
・介護予防短期入所生活介護
・介護予防短期入所療養介護
△介護予防特定施設入居者生活介護
●介護予防福祉用具貸与
●特定介護予防福祉用具購入費、住宅改修費</td><td>【地域密着型介護予防サービス】
●介護予防認知症対応型通所介護
●介護予防小規模多機能型居宅介護
△介護予防認知症対応型共同生活介護
（グループホーム）

【介護予防支援】
●介護予防支援

【介護予防・日常生活支援総合事業】
・介護予防・生活支援サービス
・一般介護予防事業</td></tr>
</table>

※上記内、●は在宅サービス、△居住系サービス、□施設サービスです。

1. 個別サービスに関する実績と今後の見込み

(1)居宅サービス

在宅での介護を中心にしたサービスです。利用者は、介護支援専門員(ケアマネジャー)等と相談し、作成された居宅サービス計画に従ってサービスを利用します。

① 訪問介護(ホームヘルプ)

●可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように、居宅を訪問したホームヘルパーから、身体介護(食事・入浴・排泄などの介護)や生活援助(調理・洗濯・掃除などの援助)を受けるサービスです。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	回／月	5,859.7	5,374.5	5,797.0	5,603.9	5,710.4	5,790.7
	人／月	141	138	143	143	145	146
実績と計画	●玖珠町では、平成28年3月から予防給付の訪問介護を地域支援事業へ移行しています。 ●訪問介護需要は安定してきていますが、本計画期間中は微増を見込んでいます。						

② 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

●利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	回／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護給付	回／月	1.8	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0.6	0.1	0	0	0	0
実績と計画	●実績は減少し、令和2年度には予防・介護給付ともに0人となっているため、本計画期間中の見込みは0人としています。						

③ 介護予防訪問看護・訪問看護

●利用者の心身機能の維持回復を目的として、居宅を訪問した看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	回／月	26.7	30.3	45.0	55.9	55.9	55.9
	人／月	8	9	9	9	9	9
介護給付	回／月	82.8	143.5	196.9	203.7	215.4	215.4
	人／月	16	23	30	30	31	31
実績と計画	●介護給付の利用者数は増加傾向にあるため、本計画期間中は微増を見込んでいます。						

④ 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

●通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の心身機能の維持回復を目的として、理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要な機能回復訓練を行います。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	回／月	173.6	163.2	138.0	141.3	141.3	141.3
	人／月	19	16	16	16	16	16
介護給付	回／月	356.8	371.1	374.2	479.2	491.0	491.0
	人／月	35	35	36	44	45	45
実績と計画	●予防給付は減少傾向ですが、実績の直近2年は人数が横ばいのため、本計画期間中もほぼ横ばいでの推移を見込みます。 ●介護給付は増加傾向であるため、本計画期間中は増加を見込んでいます。						

⑤ 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

●通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人／月	0.3	0.4	0	1	1	1
介護給付	人／月	14	13	16	12	13	13
実績と計画	●予防給付は実績が1人以下ですが、本計画期間中の見込みは1人としています。 ●介護給付の利用は主に要介護4と5の認定者となっており、本計画期間中は利用の多い要介護4の人数が一時的に減少することが想定されているため、一時的に見込みを減少させています。						

⑥ 通所介護（デイサービス）

●社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、利用者がデイサービスセンターなどに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	回／月	2,589.8	2,493.5	2,566.8	2,535.0	2,589.8	2,624.1
	人／月	212	207	215	221	225	228
実績と計画	●玖珠町では、平成28年3月から予防給付の通所介護を地域支援事業に移行しています。 ●介護給付では、第7期計画中の数値が増減していますが、介護予防・自立支援の観点から本計画期間中は、利用者の増加を見込んでいます。						

⑦ 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

●心身機能の維持を図るため、利用者が介護老人保健施設や病院などに通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによるリハビリテーションの提供を受けるサービスです。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人／月	91	107	97	114	114	114
介護給付	回／月	861.8	824.2	945.3	981.4	996.8	996.8
	人／月	111	109	127	120	122	122
実績と計画	●予防給付は実績の年度によって変動がありますが、やや増加させた水準を見込んでいます。 ●介護給付は実績の年度によって変動があるため、本計画期間中、人数についてはおおむね平均的な見込みとしています。						

※予防給付については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

⑧ 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

●利用者の心身機能の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	日／月	74.4	47.2	22.2	29.0	29.0	29.0
	人／月	10	8	3	4	4	4
介護給付	日／月	705.2	874.0	798.3	1,010.4	1,024.9	1,049.0
	人／月	61	70	63	74	75	77
実績と計画	●予防給付は実績が減少傾向となっていますが、おおむね同水準を見込んでいます。 ●介護給付は介護をしている家族の負担軽減のために、本計画期間中も利用が減少することはないと思われるため、一定の増加を見込んでいます。						

⑨ 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（老健・病院等）

●療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで食事・入浴・排泄などの介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活の援助を受けるサービスです。

■老健

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	日／月	4.2	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	1	1	0	0	0	0
介護給付	日／月	39.0	41.2	26.3	32.8	32.8	32.8
	人／月	6	6	5	6	6	6
実績と計画	●予防給付は実績が少なく、令和2年度では0人となっているため、本計画期間中の見込みは0人としています。 ●介護給付は介護をしている家族の負担軽減のために、本計画期間中も利用が減少することはないと思われるため、利用日数については一定量を見込んでいます。						

■病院等

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	回／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護給付	回／月	4.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0.5	0	0	0	0	0
実績と計画	●直近2年では予防給付・介護給付ともに実績がないため、本計画期間中の見込みは0人としています。						

⑩ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

●心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出しを行い、日常生活上の支援をします。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人／月	111	116	108	112	112	112
介護給付	人／月	219	210	218	228	231	233
実績と計画	●予防給付は実績の年度によって変動があるため、本計画期間中は平均的な水準を見込んでいます。 ●介護給付は実績の年度によって変動がありますが、在宅介護の需要増加を見越して、本計画期間中も継続的に利用が増加するものとして見込んでいます。						

⑪ 特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費

●心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用の一部を支給し、利用者や介護者の負担軽減を図ります。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人／月	2	3	1	2	2	2
介護給付	人／月	4	4	5	4	4	4
実績と計画	●予防給付・介護給付とも利用者は多くありませんが、本計画期間中も一定の利用が発生すると見込んでいます。						

⑫ 介護予防住宅改修費・住宅改修費

●心身の機能が低下している高齢者の生活支援や、介護者の負担軽減を図るため、自宅の手すり取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修を行った場合、住宅改修費の一部を支給します。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人／月	3	4	3	4	4	4
介護給付	人／月	2	2	2	2	2	2
実績と計画	●予防給付・介護給付ともに利用者は多くありませんが、本計画期間中も一定の利用が発生すると見込んでいます。						

⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

●自立した生活を営むことができるように、一定の要件を満たした有料老人ホーム、養護老人ホーム等に入居し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助、機能訓練や療養上の援助を受けるサービスです。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人／月	1	2	2	2	2	2
介護給付	人／月	17	15	19	19	19	19
実績と計画	●予防給付は実績の直近の2年度が横ばいで推移しているため、本計画期間中はおおむね同水準を見込んでいます。 ●介護給付は、実績の年度によって変動があり、本計画期間中は令和2年度と同程度を見込んでいます。						

⑭ 介護予防支援・居宅介護支援

●可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、介護支援専門員等が居宅（介護予防）サービス計画の作成や、居宅サービス事業者との連絡調整などを行います。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人／月	189	198	169	189	191	192
介護給付	人／月	385	385	420	431	437	441
実績と計画	●予防給付は実績が令和2年度で減少していますが、本計画期間中は利用が減少することはないと思われるため、一定の増加を見込んでいます。 ●介護給付は実績が増加傾向のため、本計画期間中は増加を見込んでいます。						

(2)地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住民の身近な生活圏内において提供される地域に密着したサービスです。原則として、町の被保険者のみが利用できるサービスです。

① 地域密着型通所介護

●社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所などに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	回／月	36.3	32.5	94.8	94.8	94.8	94.8
	人／月	3	2	7	7	7	7
実績と計画	●実績の年度によって変動がありますが、本計画期間中は令和2年度と同程度を見込んでいます。						

② 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

●認知症である利用者が、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	回／月	5.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	1	0.1	0	0	0	0
介護給付	回／月	181.3	225.6	328.5	309.2	309.2	309.2
	人／月	22	27	25	25	25	25
実績と計画	●予防給付は実績が少なく、令和2年度では0人となっているため、本計画期間中の見込みも0人としています。 ●介護給付は実績の年度によって変動がありますが、本計画期間中も一定の利用が発生すると見込んでいます。						

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

●認知症である利用者が自立した日常生活を営むことができるように、5人から9人の利用者が共同で生活し、家庭的な環境の中で食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予防給付	人／月	0.8	0.2	0	0	0	0
介護給付	人／月	25	24	28	25	25	25
実績と計画	●予防給付は実績の令和2年度で0人となっているため、本計画期間中の見込みは0人としています。 ●介護給付は実績の年度によって変動がありますが、本計画期間中も一定の利用が発生すると見込んでいます。						

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

●要介護者が自立した日常生活を営むことができるように、定員29名以下の特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	人／月	32	33	30	34	34	34
実績と計画	●実績の年度によって変動がありますが、本計画期間中は同程度以上を見込んでいます。						

(3)施設サービス

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

●常に介護が必要であり、居宅での生活を継続することが困難な要介護者が、自立した日常生活を営むことを目的として、特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練、健康管理などの提供を受けるサービスです。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	人／月	123	117	119	115	115	115
実績と計画	●実績の年度によって変動がありますが、本計画期間中は同程度を見込んでいます。						

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

●病状が安定期にある要介護者が居宅での生活に復帰することを目的として、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、その他日常生活の援助を受けるサービスです。

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	人／月	97	97	100	103	103	103
実績と計画	●実績がわずかに増加しているため、本計画期間中は同程度以上を見込んでいます。						

③ 介護医療院（介護療養型医療施設）

●病状が安定期にあるものの長期にわたる療養が必要な要介護者に対して、医療及び介護を一体的に提供するサービスです。従来、介護療養型医療施設としての提供がありましたが、令和5年度末までに介護医療院への移行が行われることになります。

■介護医療院

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	人／月	0	0	0	0	0	0
実績と計画	●第7期計画期間中での実績がないため、本計画期間中の見込みは0人としています。						

■介護療養型医療施設

		第7期計画実績			本計画見込み		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	人／月	1	2	3	4	4	4
実績と計画	●第7期計画期間中の実績が増加傾向のため、本計画期間中の見込みは同程度以上を見込んでいます。						

2. 介護保険サービス事業費の推計

令和3年度から令和5年度までの、各年度の介護予防給付費及び介護給付費の推計は以下のとおりです。

(1)介護予防サービス給付費

（単位：千円）

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス				
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	3,070	3,072	3,072
	介護予防訪問リハビリテーション	5,058	5,060	5,060
	介護予防居宅療養管理指導	125	125	125
	介護予防通所リハビリテーション	43,833	43,857	43,857
	介護予防短期入所生活介護	2,016	2,017	2,017
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	10,178	10,178	10,178
	特定介護予防福祉用具購入費	530	530	530
	介護予防住宅改修費	3,995	3,995	3,995
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,004	1,004	1,004
	小計	69,809	69,838	69,838
地域密着型介護予防サービス				
	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
	小計	0	0	0
介護予防支援		10,153	10,267	10,320
合計		79,962	80,105	80,158

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(2)介護サービス給付費

（単位:千円）

サービス種類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス				
	訪問介護	188,375	192,038	194,888
	訪問入浴介護	0	0	0
	訪問看護	12,095	12,812	12,812
	訪問リハビリテーション	17,202	17,645	17,645
	居宅療養管理指導	1,030	1,122	1,122
	通所介護	231,430	237,665	240,691
	通所リハビリテーション	103,397	105,525	105,525
	短期入所生活介護	87,600	89,005	90,905
	短期入所療養介護	4,216	4,218	4,218
	福祉用具貸与	29,648	30,179	30,453
	特定福祉用具購入費	1,106	1,106	1,106
	住宅改修費	1,192	1,192	1,192
	特定施設入居者生活介護	33,073	33,092	33,092
	小計	710,364	725,599	733,649
地域密着型サービス				
	地域密着型通所介護	9,904	9,910	9,910
	認知症対応型通所介護	41,190	41,213	41,213
	認知症対応型共同生活介護	73,786	73,827	73,827
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	106,920	106,979	106,979
	小計	231,800	231,929	231,929
施設サービス				
	介護老人福祉施設	350,616	350,810	350,810
	介護老人保健施設	366,914	367,117	367,117
	介護医療院	0	0	0
	介護療養型医療施設	12,288	12,295	12,295
	小計	729,818	730,222	730,222
居宅介護支援		75,438	76,661	77,317
合計		1,747,420	1,764,411	1,773,117

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

3. 総給付費

介護給付費及び介護予防給付費からなる総給付費の見込みは、下記のとおりです。

（単位:千円）

項　目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防給付				
	介護予防サービス	69,809	69,838	69,838
	地域密着型介護予防サービス	0	0	0
	介護予防支援	10,153	10,267	10,320
	予防給付　合計	79,962	80,105	80,158
介護給付				
	居宅サービス	710,364	725,599	733,649
	地域密着型サービス	231,800	231,929	231,929
	施設サービス	729,818	730,222	730,222
	居宅介護支援	75,438	76,661	77,317
	介護給付　合計	1,747,420	1,764,411	1,773,117
総給付費		1,827,382	1,844,516	1,853,275

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

4. 標準給付費

標準給付費の見込みは、総給付費の見込額と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料の給付見込額から算出します。

（単位:円）

項　目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	1,827,382,000	1,844,516,000	1,853,275,000
特定入所者介護サービス費等給付額	87,222,511	82,993,768	83,537,089
高額介護サービス費等給付額	58,360,588	58,189,382	58,189,382
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,354,744	4,391,858	4,420,725
算定対象審査支払手数料	1,700,424	1,714,896	1,726,128
標準給付費見込額計	1,979,020,267	1,991,805,904	2,001,148,324
3年間合計			5,971,974,495

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

5. 地域支援事業費

計画期間における地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業の事業総額の見込額から算出します。

（単位:円）

項　目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	53,205,996	50,548,429	48,137,059
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	55,000,000	57,000,000	59,000,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	35,654,000	36,654,000	37,654,000
地域支援事業費見込額計	143,859,996	144,202,429	144,791,059
3年間合計			432,853,484

第9章 第1号被保険者介護保険料の検討

1. 所得段階別保険料の算定

介護保険料の設定に当たっては、被保険者の負担能力に応じた、段階の設定が可能となっています。玖珠町における本計画の保険料の段階設定については、第7期計画期間の所得段階と同様に9段階で設定します。本計画における基準額（第5段階の月額保険料）に対する割合を、所得段階別に以下のように設定します。

	所得段階別加入者数						基準額に対する割合
所得段階	令和3年度		令和4年度		令和5年度		
第1段階	1,150 人	20.0%	1,149 人	20.0%	1,141 人	20.0%	0.50
第2段階	687 人	11.9%	686 人	11.9%	681 人	11.9%	0.75
第3段階	450 人	7.8%	449 人	7.8%	446 人	7.8%	0.75
第4段階	800 人	13.9%	799 人	13.9%	794 人	13.9%	0.90
第5段階	886 人	15.4%	885 人	15.4%	879 人	15.4%	1.00
第6段階	781 人	13.6%	780 人	13.6%	775 人	13.6%	1.20
第7段階	587 人	10.2%	586 人	10.2%	583 人	10.2%	1.30
第8段階	232 人	4.0%	231 人	4.0%	230 人	4.0%	1.50
第9段階	179 人	3.1%	179 人	3.1%	178 人	3.1%	1.70
第1号被保険者数	5,752 人	100.0%	5,744 人	100.0%	5,707 人	100.0%	
3年間合計	16,110 人（所得段階別加入割合補正後被保険者数）						

※所得段階別加入割合補正後被保険者数＝

［各所得段階の被保険者数の見込人数×各所得段階の保険料の基準額に対する割合］の全所得段階合計

2. 第1号被保険者保険料収納必要額

国が負担する割合は、総給付費の25%で、残りの25%を町と県とが12.5%ずつ負担します。また、国の負担額の25%のうち5%は、調整交付金として支払われますが、調整交付金は、所得が低い高齢者が多い市町村や後期高齢者が多い市町村には多めに支払われます。(その計算式の係数として、所得補正係数、後期高齢者補正係数が使われます。)

玖珠町の場合、計画策定時の調整交付金の割合は8.76%となり、多めに支払われます。さらに、玖珠町独自で急なサービス量の増加に対応するため、積み立ててきた基金より1億170万円を取り崩して、本計画の運用に充当することとします。

このほかにも、第1号被保険者の負担として地域支援事業費を収納する必要があります。

以上の計算を行うと、玖珠町の第1号被保険者の保険料収納必要額は、約11億4,140万円となります。

【第1号被保険者保険料収納必要額の推計】

標準給付見込額　A　【3年間合計】	5,971,974,495 円
地域支援事業費　B【3年間合計】	432,853,484 円
┗うち介護予防・日常生活支援総合事業費　B'	151,891,484 円
第1号被保険者負担分　C=（A+B）×23%	1,473,110,435 円
調整交付金相当額　D=（A+B'）×5%	306,193,299 円
調整交付金見込額　E=（A+B'）×8.76%※）※3年の平均	536,206,000 円
財政安定化基金償還金　F	0 円
準備基金取崩額　G	101,700,000 円
市町村特別給付費等　H	0 円
保険料収納必要額　I=C+D−E+F−G+H	1,141,397,734 円

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

3. 予定保険料収納率の見込み

予定保険料収納率とは、保険料として賦課する総額に対して、実際に収納される保険料の見込額の割合をいいます。これは、第1号保険料がすべて収納されるとは限らないため、収納されない分を見越して賦課総額に上乗せすることを目的としています。

玖珠町の試算では予定保険料収納率は、99.23%としています。

4. 保険料基準額の算定

前述の所得段階別保険料の算定による所得段階別加入割合補正後被保険者数（3年間合計）で3年間の保険料賦課総額を除し、保険料基準額（年額）を算出し、さらに12か月で除したものが月額の保険料基準額になります。

以上の計算により玖珠町の第8期介護保険事業における第1号被保険者の保険料基準額は、月額で5,950円となります。

予定保険料収納率　J	99.23　%
保険料賦課総額　K＝Ⅰ（保険料収納必要額）÷J	1,150,254,695　円
所得段階別加入割合補正後被保険者数　L	16,110　人

保険料基準額（月額）＝保険料賦課総額（K）
÷所得段階別加入割合補正後被保険者数（L）÷12≒5,950円

	第8期（令和3年度～令和5年度）
月額保険料基準額	5,950 円

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

第 10 章 円滑な事業実施に向けて

1. 相談体制の充実

高齢者やその家族からの様々な相談は、近年多様化してきています。

高齢者やその家族が、身近な場所で必要なときに相談できるよう、地域包括支援センターを中心として相談体制の充実を図ります。

2. 地域包括支援センターの充実

地域の高齢者の心身の健康を維持し、生活の安心や保健、福祉の向上と増進のために、必要な援助や支援を行う機関として、地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターは、地域支援事業として、「介護予防事業」、「総合相談支援業務」、「権利擁護事業」、「包括的・継続的マネジメント」を担う地域の中核機関です。

平成24年度から地域包括支援センター業務は、地域の相談窓口としての実績があり、かつ地域福祉活動の拠点としても中立・公平性の立場を保持しつつ、さらに人材の確保が可能な社会福祉法人玖珠町社会福祉協議会に委託しています。

これまで以上に総合相談窓口の機能向上に努め、介護・福祉・医療をはじめとする様々な支援が継続的かつ包括的に提供されるよう、関係機関と連携を図りながら、地域包括支援センターの機能充実に努めます。

3. 運営協議会の役割

地域包括支援センターの運営については、被保険者、サービスの事業者、学識経験者、地域の保健福祉活動団体等から構成された「玖珠町地域包括支援センター運営協議会」において協議し、適切な運営と公平・中立性の確保その他センターの円滑かつ効率的な推進を図ります。

4. 連携体制の強化

(1)地域住民との連携

高齢者の在宅生活を支えるためには介護保険サービスや各種保健福祉サービスだけでなく、地域住民の力が必要となります。

身近な見守り活動、話し相手や相談相手となること、また、日常の簡単な手助けができるよう各種ボランティア団体、社会福祉協議会、シルバー人材センター等に働きかけ、地域福祉活動の促進をめざします。

(2)サービス提供事業者との連携

介護保険サービスは、民間事業者が提供するものであることから、玖珠郡介護保険サービス連絡会議を開催し、民間事業者との情報交換を進め連携を強化し、サービス提供体制の充実に努めます。

また、地域包括支援センターにおける包括的・継続的マネジメント事業を通じて介護支援専門員への支援・指導を強化するなど、介護サービス事業者との連携を強化し、より良質で高齢者の安心・安全な生活を支えるサービスや介護予防効果が高いサービスが提供できる地域づくりを推進します。

(3)庁内での連携

子育て健康支援課をはじめ、企画商工観光課、住民課、基地・防災対策課、社会教育課、教育政策課、人権確立・部落差別解消推進課、農林課、建設水道課、税務課などの庁内の関係各課との連携を強化し、総合的なサービス実施の充実を図ります。

※部署名は令和2年度現在のものです。なお、令和3年度から「福祉保健課」は「福祉保険課」となります。

5. 計画の進捗管理

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況についても評価を行います。

また、関連機関、学識経験者、介護サービス事業者等により構成される介護保険運営協議会等を定期的に開催し、計画の実施状況や、効果、課題などについて報告・協議するとともに、地域包括支援センター・地域密着型事業所等の運営状況の評価・点検を行います。

さらに、地域のニーズや地域の状況、社会経済情勢の変化などに対応して、令和7年(2025年)に向けて、必要な見直しを行います。

第1号被保険者の保険料基準額の算定【玖珠町　第8期介護保険事業計画】

		R3年度	R4年度	R5年度
高齢者数	65～74歳	2,679	2,596	2,477
	75歳以上	3,073	3,148	3,230
	総計	5,752	5,744	5,707

		R3年度		R4年度		R5年度	
認定者数	種別	1号	2号	1号	2号	1号	2号
	要支援１	126	1	128	1	128	1
	要支援２	133	2	133	2	134	2
	要介護１	241	4	241	4	243	4
	要介護２	144	2	144	2	146	2
	要介護３	134	0	136	0	137	0
	要介護４	157	0	161	0	161	0
	要介護５	112	0	113	0	114	0
	総計	1,056人		1,065人		1,072人	

総給付費	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度
在宅サービス	882,781千円	899,392千円	908,151千円
居住系サービス	107,863千円	107,923千円	107,923千円
施設サービス	836,738千円	837,201千円	837,201千円
合計	1,827,382千円	1,844,516　千円	1,853,275千円

その他の費用（３年間）			
特定入所者 介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	高額介護サービス費等 給付額	高額医療合算 介護サービス費等給付額	算定対象審査支払手数料
253,753千円	174,739千円	13,167千円	5,141千円

標準給付費見込額

5,971,974千円

標準給付費見込額
（要支援・要介護に対する費用）
5,971,974千円

地域支援事業費
- 介護予防・日常生活支援総合事業費 151,891千円
- 包括的支援事業及び任意事業費 171,000千円
- 包括的支援事業（社会保障充実分） 109,962千円

総費用額（A）
6,404,828千円

23%＝第１号被保険者負担割合

第1号被保険者負担分相当額	1,473,110千円
（A×23%）	⊕
調整交付金相当額	306,193千円
	⊖
調整交付金見込額	536,206千円
	⊖
準備基金取崩額	101,700千円

保険料収納必要額
1,141,398千円

÷

保険料収納率
99.23%

÷

所得段階別加入割合補正後被保険者数は３年間の合計

所得段階別
加入割合補正後
被保険者数
16,110人

÷

月
12か月

第８期保険料
基準額
5,950円

※端数処理のため合計が合わない場合があります。

資料

1. 玖珠町介護保険運営協議会設置条例

○玖珠町介護保険運営協議会設置条例

平成１３年６月２１日

玖珠町条例第１６号

（設置）

第１条　介護保険事業の円滑な運営を図るため地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定により、玖珠町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査・審議する。

（１）　介護保険事業計画の策定又は変更に関すること。

（２）　介護保険事業の運営に関すること。

（３）　その他老人保健福祉計画に関すること。

（答申）

第３条　会長は、前条の諮問があったときはその都度協議会の会議を開き、審議結果を速やかに答申しなければならない。

（委員定数）

第４条　協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、次に掲げるとおりとし、町長が委嘱する。

（１）　被保険者を代表する委員　５人

（２）　介護に関し識見を有する委員　３人

（３）　公益を代表する委員　２人

（４）　介護事業者を代表する委員　３人

（委員の任期）

第５条　委員の任期は、３年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任することができる。

（委任）

第６条　この条例で定めるもののほか協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 玖珠町介護保険運営協議会設置条例施行規則

○玖珠町介護保険運営協議会設置条例施行規則

平成１３年6月２５日

玖珠町規則第１３号

改正　平成１４年3月６日規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、玖珠町介護保険運営協議会設置条例（平成１３年玖珠町条例第１６号）第６条の規定により、玖珠町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（委員の辞職）

第２条　協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げるところに該当するときは、その職を辞さねばならない。

（１）　保険者を代表する委員にあっては、被保険者でなくなったとき。

（２）　介護事業者を代表する委員にあっては、介護事業者でなくなったとき。

（３）　その他代表事由が消滅したとき。

（４）　疾病その他で会務に服することができなくなったとき。

（会長及び副会長）

第３条　協議会に会長及び副会長各２人を置き、委員のうちから互選する。

（平１４規則４・一部改正）

２　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第４条　協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（実務部会の設置）

第５条　協議会の会議の円滑な運営を図るため、協議会に実務部会を置くことができる。

（平１４規則４・追加）

（意見の聴取）

第６条　協議会は、介護保険事業の円滑な運営を図る上で必要と認めるときは、町長に対し意見を述べることができる。

２　協議会は、必要に応じて委員以外の識見を有する者の出席を求め、その意見を聴取又は必要な協力を求めることができる。

（傍聴）

第７条　協議会の会議は、会長の許可を得て傍聴することができる。

２　会長は、会議の秩序を保持するため必要と認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（事務局）

第８条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　協議会の事務局は、福祉担当課内に置く。

（平１４規則４・追加）

（その他）

第９条　この規則で定めるもののほか必要な事項は、協議会において定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年３月６日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

3. 玖珠町高齢者福祉計画　第8期介護保険事業計画策定委員名簿

No.	氏　名	所属団体	役職名
1	志津里　廣由	玖珠町老人クラブ連合会	会長
2	佐々木　雄二	玖珠町愛育健康づくり推進協議会	会長
3	麻生　長三郎	第1号被保険者代表	
4	小野　百合子	第1号被保険者代表	
5	麻生　由美	第2号被保険者代表	
6	長　益悦	玖珠郡医師会(長内科小児科胃腸科医院)	院長
7	相良　泰介	玖珠郡歯科医師会(相良歯科医院)	院長
8	小田原　利美	玖珠町社会福祉協議会	会長
9	足立　公一	玖珠郡医師会立老人保健施設はね	事務長
10	帆足　公一	介護老人福祉施設共生の里メルヘン	施設長
11	穴井　道博	玖珠町民生児童委員協議会	会長
12	金藤　勝典	玖珠町コミュニティ連合会	会長
13	梅木　和子	玖珠町ボランティア連絡会	会長
14	岩尾　美和	玖珠町地域包括支援センター	主任介護支援専門員
15	佐藤　哲哉	玖珠郡介護支援専門員協議会	会長
16	西村　正明	玖珠町福祉保健課	課長

玖珠町高齢者福祉計画
第8期介護保険事業計画

発 行 年 月　令和3年3月
発　行　者　玖珠町福祉保健課
〒879-4492　大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268 番地の5
電話　0973-72-1115 ／FAX 0973-72-2112